令和５年第３回定例会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第２号（令和５年９月７日）

◎議事日程

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　認定第１号　令和４年度三沢市一般会計歳入歳出決算認定について

第３　認定第２号　令和４年度三沢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第４　認定第３号　令和４年度三沢市食肉処理センター特別会計歳入歳出決算認定について

第５　認定第４号　令和４年度三沢市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第６　認定第５号　令和４年度三沢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第７　認定第６号　令和４年度三沢市水道事業会計決算認定について

第８　認定第７号　令和４年度三沢市下水道事業会計決算認定について

第９　認定第８号　令和４年度三沢市立三沢病院事業会計決算認定について

第10　議案第45号　令和５年度三沢市一般会計補正予算（第３号）

第11　議案第46号　令和５年度三沢市立三沢病院事業会計補正予算（第１号）

第12　議案第47号　三沢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13　議案第48号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14　議案第49号　三沢市コミュニティ集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第15　議案第50号　三沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第16　議案第51号　三沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第17　議案第52号　三沢市障がいのある人もない人も幸せに暮らせる共生のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

第18　議案第53号　三沢市医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

第19　議案第54号　桜町団地外壁等改修工事請負契約の締結について

第20　議案第55号　財産の取得について

第21　総括質疑

第22　特別委員会の設置及び議案の付託

第23　特別委員会委員の選任

◎本日の会議に付した事件

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　認定第１号　令和４年度三沢市一般会計歳入歳出決算認定について
第３　認定第２号　令和４年度三沢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第４　認定第３号　令和４年度三沢市食肉処理センター特別会計歳入歳出決算認定について
第５　認定第４号　令和４年度三沢市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第６　認定第５号　令和４年度三沢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第７　認定第６号　令和４年度三沢市水道事業会計決算認定について
第８　認定第７号　令和４年度三沢市下水道事業会計決算認定について
第９　認定第８号　令和４年度三沢市立三沢病院事業会計決算認定について
第10　議案第45号　令和５年度三沢市一般会計補正予算（第３号）
第11　議案第46号　令和５年度三沢市立三沢病院事業会計補正予算（第１号）
第12　議案第47号　三沢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第13　議案第48号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第14　議案第49号　三沢市コミュニティ集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第15　議案第50号　三沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第16　議案第51号　三沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第17　議案第52号　三沢市障がいのある人もない人も幸せに暮らせる共生のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について
第18　議案第53号　三沢市医師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
第19　議案第54号　桜町団地外壁等改修工事請負契約の締結について
第20　議案第55号　財産の取得について
第21　総括質疑
第22　特別委員会の設置及び議案の付託
第23　特別委員会委員の選任

◎出席議員（１７名）

議長	１番	堀　光雄君
副議長	１１番	加澤　明君
	２番	久保田　隆二君
	３番	舩見　昌功君
	４番	小比類巻　孝幸君
	５番	田嶋　孝安君
	６番	遠藤　泰子君
	７番	下山　光義君
	８番	佐々木　卓也君
	９番	奥本　菜保巳君
	１０番	澤口　正義君
	１２番	瀬崎　雅弘君
	１３番	西村　盛男君
	１４番	春日　洋子君
	１５番	小比類巻　雅彦君
	１６番	馬場　騎一君
	１８番	森　三郎君

◎欠席議員（１名）

１７番　堤　喜一郎君

◎説明のため出席した者（１５名）

市長　小檜山　吉紀君

副市長	米田光一郎君
総務部長	蹴揚光昭君
政策部長	田中　浩君
財務部長	吉村聖毅君
市民生活部長	田中　誠君
健康福祉部長	大塚勤光君
経済部長	坂岡敏行君
建設部長	織笠一任君
上下水道部長	沼辺慎也君
総務部参事兼秘書課長	種市俊之君
三沢病院事務局長	遠藤恵介君
消防長	髙田義一君
教育長	山内康之君
教育部長	田辺正英君

◎職務のため出席した職員

事務局長	長根正登君
副参事兼次長	冨田暁史君
議事総務係長	白銀壮太郎君
主査	中嶋泰史君

配付資料

◎決算審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職　名	氏　　名
１８番	委 員 長	森　　三　郎
７番	副委員長	下　山　光　義
２番	委　　員	久保田　隆　二
３番	委　　員	舩　見　昌　功
４番	委　　員	小比類巻　孝幸
５番	委　　員	田　嶋　孝　安
６番	委　　員	遠　藤　泰　子
８番	委　　員	佐々木　卓　也
９番	委　　員	奥　本　菜保巳
１０番	委　　員	澤　口　正　義
１２番	委　　員	瀬　崎　雅　弘
１３番	委　　員	西　村　盛　男
１４番	委　　員	春　日　洋　子
１５番	委　　員	小比類巻　雅彦
１６番	委　　員	馬　場　騎　一
１７番	委　　員	堤　　喜一郎

◎条例等審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職　名	氏　　名
１２番	委 員 長	瀬　崎　雅　弘
９番	副委員長	奥　本　菜保巳
２番	委　　員	久保田　隆　二
３番	委　　員	舩　見　昌　功
５番	委　　員	田　嶋　孝　安
６番	委　　員	遠　藤　泰　子
１４番	委　　員	春　日　洋　子
１８番	委　　員	森　　三　郎

◎予算審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職　名	氏　　名
１５番	委 員 長	小比類巻　雅彦
１３番	副委員長	西　村　盛　男
４番	委　　員	小比類巻　孝幸
７番	委　　員	下　山　光　義
８番	委　　員	佐々木　卓　也
１０番	委　　員	澤　口　正　義
１６番	委　　員	馬　場　騎　一
１７番	委　　員	堤　　喜一郎

午前１０時００分　開議

○議長（堀　光雄君）　おはようございます。出席議員は、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議事に入る前に、本日、当局より正誤表が提出されましたので、印刷してお手元に配付しております。御了承願います。

それでは、これより、本日の会議を開きます。

○議長（堀　光雄君）　本日の議事は、お手元に配付またはタブレットに配信しております議事日程第２号をもって進めます。

◎日程第１　市政に対する一般質問

○議長（堀　光雄君）　日程第１　市政に対する一般質問を行います。

奥本菜保巳議員の登壇を願います。

奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　おはようございます。日本共産党、奥本菜保巳でございます。本日、私、のどの調子が悪く咳が出るかもしれません。大変お聞き苦しい点があるかもしれませんが、御容赦のほどよろしくお願いいたします。

それでは、行政問題、福祉問題について通告順に一般質問させていただきます。

第一の質問、行政問題、地域公共交通、デマンド型乗合タクシーについて質問いたします。

現在、三沢市の地域公共交通は、地域住民の日常生活や社会生活における移動の手段として、主に民間の路線バス、タクシー、コミュニティバスなどが重要な役割を担っています。近年、地域公共交通は、人口減少や車社会による長期的な利用者の減少、バスやタクシーの運転手の不足、ライフスタイルの変化の影響もあり、大変厳しい状況に置かれていると言われています。

このような状況下において、今後、住民の利便性を確保しながら、どのようにして地域公共交通を持続可能にしていくかということが課題となっています。

国では、今年２月１０日に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案を閣議決定しています。地域の公共交通リ・デザイン（再構築）に向けてとしています。

人口減少社会の中で、民間交通事業者の事業運営に任せるだけでは、地域公共交通の維持や活性化が困難であること、地方公共団体が、それぞれの地域の公共交通の在り方を主体的に検討し、その再構築を先頭に立って推進することができる仕組みを構築する、地域全体を見渡した総合的な公共交通網の形成が求められると指摘しています。

私は、この課題解決のためには、行政の知恵が最も重要だと思っています。三沢市地域公共交通会議での有識者、民間事業者、バス業界、ＰＴＡ、連合町内会、社会福祉協議会、婦人会など各分野からの人選によって審議されていると伺いました。アドバイスを受ける専門家・有識者の方が、三沢に来られるときに、必ずバスを利用しながら状況を把握されているとも伺いました。

しかし、私は、公共交通の専門家のアドバイスも大切ですが、毎日、三沢市で生活し、買物や病院の受診に利用している方々の要望がより大切だと思っています。

やはり、利用するに当たって、利便性に地域間で大きく差がありますし、実態をつかむことが大切だと思っています。特に、バス停までの距離が長い地域では、足元がおぼつかない高齢者にとっては、利用しにくくなります。また、三沢市北部や東部地区では路線バスを利用されていますが、バスの本数も少なく、バス停までの距離もあります。

やはり、限界はあるかもしれませんが、地域公共交通としては、利用される方々の利便性、ニーズを最も重要視すべきだと思います。地域住民や利用者の移動に対するニーズを用いて、人口分布や移動ニーズと地域公共交通サービスの関係を整理することが、まず第一であると思います。

先般、三沢市地域公共交通会議において、三沢市北部と東部の両地区と市中心部を結ぶ乗合タクシーの実証運行の開始が１２月に延期するとの報道がありました。

そこで、質問いたします。北部・東部地区の乗合タクシー導入に向けてのこれまでの取組の経緯と目指すべき事業内容について伺いたいと思います。

次の質問に移ります。福祉問題、介護保険制度について伺います。

１点目として、まず介護保険制度の現状と課題について伺います。

介護保険制度は、介護を必要とする方に費用給付し、適切なサービスを受けられるようにサポートする保険制度です。２０００年度に施行されてから２３年たちますが、この間、３年ごとに改定が行われてきました。高齢化が進む中で、介護利用者の増加傾向が続き、それに伴い、介護給付費も増え続け、国ではそれを抑えるために制度の改定を行ってきました。

介護保険制度開始当初は、介護保険サービス利用料の自己負担額は、所得に関係なく、原則１割負担でしたが、２０１４年の改定では、所得に応じて１割から２割負担へ、２０１７年には、所得に応じて最大３割負担に改定されています。特別養護老人ホームへの入所に際しては、要介護３以上で、実態は、介護度４、５でなければ入所できないようになっています。国では、来年度の改定に伴って、現在審議が行われています。

そこで、質問の１点目として、三沢市における介護サービスの利用状況等の現状と課題について伺います。

次に、介護保険制度の２点目についてお尋ねします。

６５歳以上の方々の介護保険料は、制度開始の２０００年には、基準段階の全国平均は２，９１１円でしたが、現在は６，７７１円です。２０２５年には、８，１６５円になる見込みと言われています。年金のみで暮らす高齢者の方々は、年金が実質引下げとなっており、物価高騰に苦しんでいます。

このような状況で、さらなる介護保険料引上げとなれば、生活苦に追い打ちをかけることになります。基金を活用し、保険料を据え置くべきと思います。三沢市は、今期、介護保険料を据え置いております。

そこで、質問の２点目として、三沢市として来年度の保険料改定について、どのように見通しを立てているのかお答えください。

次に、介護保険制度についての３点目の質問として、老人施設における電気料金の利用者負担について伺います。

昨今、エネルギー価格・物価高騰が長期化している中で、老人施設では、これまでの利用使用料と施設利用料とは別に、光熱費分として利用者や家族の方に負担をお願いしていると伺いました。施設事業者にとっては、運営に当たり、存続に関わる事態にまで追い込まれている実態が伺えます。

しかし、生活保護者や低年金者の方々にとっても、支払えない事態が発生し、最悪退所に追い込まれる事態になれば、死活問題となります。ある相談者の方から、生活保護を受けている母親の施設利用に当たり、光熱費として月に１万円程度援助してほしいと言われましたが、自分自身も低年金でやっと生活しているので、困っているがどうすればいいかとの相談を受けました。生活保護費で賄えない状況が発生しましたが、今回の国の３万円の支援金と１１月からの冬期加算を活用して、当面はしのげることになりました。

しかし、エネルギー価格高騰の長期化が想定される中で、その対策が必要だと思います。今後も、国・県の物価高騰対策が予定されておりますが、市独自策としての支援策が必要だと思います。施設事業者や利用者に対するエネルギー価格・物価高騰対策として、国・県の交付金を活用し、また、市独自の財源を活用し、救済する必要があると思います。当市として、どのように対応するのかを伺います。

次に、福祉問題の子育て支援について伺い

ます。

子育て支援の１点目として、子供の居場所づくりについて伺います。

こども家庭庁では、子供の居場所づくりを政策の柱の一つとして掲げています。子供たちが、地域のコミュニティーの中で育つことが難しくなっているほか、虐待やいじめ、不登校、自殺の増加、闇バイトなど犯罪に巻き込まれる事案などが社会問題化されています。その解決策の一つとして、子供や若者たちが学校や家庭以外に安心して過ごせる場所をつくる必要があるとしています。こども家庭庁が、昨年度、子供や若者２，０３６人を対象に行ったアンケート調査では、特に、中学生・高校生以上の世代で、家や学校以外の居場所が欲しいが、そうした居場所がないと回答する割合が高くなっているとのことです。

そこで、こども家庭庁では、今年度、自治体を対象に公募を行い、モデル事業を始めるとともに、子供・若者から意見を聞いたり、先行事例を調査するなどして、子供の居場所づくりの整備の基本指針を年内にも策定することにしています。

当市としても、三沢市での実態調査も含め、子供の居場所づくりに取り組むべきと思いますが、当市の見解を伺います。

続きまして、子育て支援についての２点目、夏休み・冬休み期間における給食支援について伺います。

格差社会が広がる中、子供の貧困対策への取組が注目されています。家庭の貧困や育児放棄、虐待が増加傾向にある中で、食事を満足に与えられないケースもあることが明らかにされてきました。学校での給食が、栄養バランスのとれた食事を取る唯一の食事になっていることも、子供の貧困問題で明らかになっています。

そこで、子供たちにとって学校給食の提供がない夏休みや冬休みの期間に、昼食を提供する取組を行っている自治体があります。奈良市では、学童保育で希望者に昼食のお弁当を２５０円で提供する取組を行っています。また、茨城県境町では、令和３年７月から町内５か所の児童クラブに給食センターで作った昼食を１食当たり２５０円で提供しています。

全国の学童保育等での昼食提供は、２２．８％にとどまっているそうです。こども家庭庁では、地域の実情に応じ、食事の提供を検討することを促す通知を全国の自治体に出しているそうです。

そこで、三沢市としても昼食の提供を実施してはどうでしょうか。児童館や児童クラブなどを活用し、希望する家庭に提供することで、主婦の負担軽減にもつながりますし、カップラーメンやお菓子などで昼食を済ませることなく、栄養バランスのよい食事を子供たちに提供することができます。就学援助制度における要保護・準要保護世帯には、無償で学校給食を提供しているわけですから、夏休み・冬休みなどの昼食も無償で提供すべきと思います。当市の見解を伺います。

以上で、壇上からの一般質問を終わります。

○議長（堀　光雄君）　ただいまの奥本菜保巳議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　おはようございます。

ただいまの奥本議員御質問の福祉問題の子育て支援についての第１点目、子供の居場所づくりについては私から、そのほかにつきましては、政策部長並びに福祉部長からお答えをさせますので御了承ください。

国のこども政策の新たな推進体制に関する基本方針において、全ての子供が安全で安心して過ごせる多くの場所を持ちながら、様々な学びや社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要であることをこども政策の基本理念としており、こども家庭庁

では、この理念に基づいて、子供・若者が安心して過ごせることができる居場所づくりを強力に推進することとしております。

近年、地域のつながりの希薄化、核家族化や少子化による子供・若者同士の育ち合い、学びの機会の減少等により、子供が地域コミュニティーの中で育つことが困難になっており、また、孤独・孤立への不安、児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、ネットトラブル等、子供を取り巻く課題は、複雑かつ複合化しており、子供が安心していることができる居場所づくりを推進することは、重要な課題だと認識しております。

当市における子供の居場所の現状といたしましては、各小学校区内の１０か所の児童館等において、子供の健全育成を図るための放課後児童健全育成事業を実施しております。放課後や土曜日及び夏休み等の長期休業中に支援者の見守りの中、子供たちが安心して過ごせる場、様々な活動が体験できる場を提供しており、令和５年４月時点では、約７３０名の児童が利用しております。

また、令和３年度より社会福祉法人に委託し、支援対象児童等見守り強化事業を実施し、支援が必要な子供たちの孤立を防ぎ、生活の支援や見守りをするとともに、みんなの居場所として夏休み中に食事の提供なども行っております。

さらに、ほかの社会福祉法人においては、新たに子供の第三の居場所事業を実施予定であり、活動内容としましては、地域の多世代交流や体験活動、食事の提供などを行うための準備を進めております。

当市といたしましても、引き続き、全ての子供たちが未来への希望を持ち、これからの社会を生き抜く力を育むことのできる機会と環境を提供するために、これらの地域の関係団体と連携しながら、安心して過ごせる居場所を広げるとともに、子供たちのニーズも踏まえ、活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（堀　光雄君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　福祉問題の子育て支援についての第２点目、就学援助制度を利用する世帯への学校長期休業中のお弁当の支給についてお答えいたします。

成長期にある子供の心身の健全な発達のためには、栄養バランスのよい食事がとても重要であり、学校給食は子供の健康増進や食育の役割も担っております。しかしながら、夏休み中の長期休業中は学校給食がないため、両親が就労で、日中に不在の場合や経済状況によっては、子供の不規則な食生活や栄養バランスのよい食事が難しくなることも懸念されます。

当市における現状についてでありますが、子供のいる生活困窮世帯への食の支援として、社会福祉法人において、青森県社会福祉協議会のフードバンク事業を利用したこども宅食を２か月に１回程度実施し、食料品や生活用品等の無料配布を行っており、７月の開催時は２１９世帯の４３０名の子供への支援を提供いたしました。また、共働き家庭など、留守家庭の児童につきましては、長期休業中は児童館等を利用しておりますが、１日利用する際には、各家庭でお弁当を用意してもらい、持参するようお願いしております。

御質問の就学援助制度における要保護・準要保護世帯を対象にした学校長期休業中のお弁当の支給につきましては、全ての子供たちの健やかな成長のために、経済的困難を抱える家庭のみならず、共働き家庭の負担軽減という子育て支援の観点から、長期休業中も食事の心配がなく、栄養バランスのよい食事が取れるよう子供の居場所での給食の実施や児童館等でのお弁当の配布などが可能かどうか、他の自治体の先行事例も参考にしながら、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

続きまして、福祉問題の介護保険制度についての第１点目、当市の介護保険制度の現状と課題についてお答えいたします。

国における介護保険制度は、地域包括ケア

システムを推進する観点から、共生型サービスの創設のほか、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関わる取組を進め、団塊ジュニア世代が６５歳以上となる令和２２年を見据えながら、地域共生社会の実現を目指すことになりました。

当市の介護保険事業は、それらを踏まえ、令和３年度に策定された三沢市高齢者福祉計画第８期介護保険事業計画において、生涯現役への支援、健康寿命の延伸に向けた健康増進と介護予防の一体的な推進、自立生活の継続につながるサービスの充実、地域包括ケアシステムに沿った地域づくり活動、持続可能な介護保険事業の運営、以上の五つの推進施策を展開し、取り組んでいるところでございます。

三沢市第８期介護保険事業計画における被保険者数につきましては、令和６年６月末時点で１万４６１人となっており、そのうち、要介護認定者数につきましては、１，５８９人となっております。

次に、介護サービス利用者数でございますが、令和５年６月末時点では、１，５５１人、うち施設サービス利用者数２８９人、居住系サービス利用者数２１５人、在宅サービス利用者数１，０４７人となっており、いずれも過年度より微増傾向となっております。

次に、介護保険料基準額の推移でございますが、３年を１期としての介護保険事業計画の下、平成２７年度から平成２９年度の第６期が５，９６９円、平成３０年度から令和２年度の第７期が６，７００円、令和３年度から令和５年度までの現第８期は据置きの６，７００円としており、県内１０市でも４番目の低さとなっております。

いずれにいたしましても、計画事業値と実績値での大きな乖離状況も確認されず、かつ早急に取り組むべき大きな課題もなく、順調に推移しているものと分析しております。

しかしながら、今後も高齢化に伴い、介護給付費用の総額も増加していることから、給付と負担のバランスを図りつつ、より一層持続可能な介護保険事業の運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、福祉問題の介護保険制度についての第２点目、来年度の介護保険料改定の見通しについてお答えいたします。

介護保険料は、介護保険事業計画に基づき算定を行っており、来年度からの介護保険料につきましては、現在策定作業中であります三沢市高齢者福祉計画第９期介護保険事業計画に基づき算定されることから、介護保険料改定の見通しにつきましては、現時点では言及できる段階にはないことを御理解いただきたいと思います。

今後におきましては、第９期介護保険事業計画を策定する中で、国の基本指針や介護報酬改定等にも注視しつつ、当市の実情に応じた介護サービスとそれらに必要な給付費等を算定し、精査検討を重ね、介護保険事業の持続可能となる適正な保険料設定に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、福祉問題の介護保険制度についての第３点目、老人施設の電気料金等の高騰に係る光熱費分の利用者負担等の対応についてお答えをいたします。

当市における介護保険適用の老人施設といたしましては、介護老人福祉施設が３施設、介護老人保健施設が１施設、地域密着型介護老人福祉施設が４施設でございますが、いずれも、国の基準で定められております利用者が負担する定額の居住費用に光熱費が含まれていることから、電気料金等の高騰による利用者への負担の増はないものと考えております。

これらの老人施設とは別に、居住系サービス施設として、介護保険の指定を受けている有料老人ホーム４施設と認知症対応型グループホーム６施設、計１０施設につきまして当市で調査をした結果、グループホーム４施設においてのみ利用者が負担する光熱費等の値上がりを確認しております。

当市においては、このたびの物価高騰等の対応について、既に住民税非課税世帯に対し

て、価格高騰重点施策給付金の支援を、県においては、介護保険事業者に対し、医療福祉施設等物価高騰対策支援金として支援策を講じております。さらには、以前より施設入所者に対する補足給付費やグループホーム入居者に対する家賃助成事業を行っていることから、当市といたしましては、新たな支援等は現時点では考えておりません。

しかしながら、今なお物価高騰を含めた昨今の経済情勢は、いまだに市民の皆様の生活を圧迫しております。そのことから、今後におきましても、各種物価の推移や社会情勢を見極めつつ、その状況に応じた生活保護者や低年金者の方々への支援策等について、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　先ほどの答弁に間違いがありましたので、訂正させていただきたいと思います。

福祉問題の介護保険制度についての第１点目のところでございますが、第８期介護保険事業計画における被保険者数につきましては、令和６年６月末時点でと申し述べましたが、令和５年６月末時点でに訂正させていただきたいと思います。

○議長（堀　光雄君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　行政問題の公共交通デマンド型乗合タクシーについてのこれまでの取組の経緯と目指すべき内容についてお答えさせていただきます。

まず初めに、これまでの取組の経緯についてでありますが、当市では、近年の移動ニーズの変化に対応し、持続可能な地域公共交通体系を構築するため、令和４年６月に三沢市地域公共交通計画を策定いたしました。この計画の中で、当市公共交通の課題の一つとなっているバスの運行頻度が少なく、利用客も少ない北部・東部地区への対応策として、新たな移動サービスの導入に取り組むこととしております。

このことから、利用予約がある場合に運行するデマンド型乗合タクシー事業について検討するため、昨年度は、交通事業者であるバス会社及びタクシー会社との意見交換会を１１月と２月に開催し、そしてまた、北部地区・東部地区それぞれにおいて、１２月と２月に住民懇談会を開催するなど、地域課題や利用者ニーズ等の把握に努めてまいりました。

その上で作成したデマンド型乗合タクシーの事業内容について、令和５年３月に国土交通省職員、有識者、地域団体の代表者及び交通事業者等で組織する三沢市地域公共交通会議において審議した結果、令和５年１０月を目標に実証運行を実施することとなりました。

今年度に入り、実証運行事業の担い手となる市内タクシー事業者に対しまして、当該事業に関するアンケート調査を６月に、個別ヒアリング調査を７月に実施したところ、乗り合いの場合は、乗降場所を自宅に設定すると、降雪量の多い時期には定時運行が難しいとの意見が出されておりました。

このため、７月に開催した三沢市地域公共交通会議において、実証運行の事業内容について審議した結果、乗降場所は自宅ではなく、待ち合わせ場所となるミーティングポイントに新たに設定し直すため、新聞報道にあったとおり、実証運行の開始時期を１２月に延期することとなったものでございます。現在、関係者等との調整を行っているところでございますが、今後、開催される三沢市地域公共交通会議において、事業内容を最終決定し、事業者選定した上で、１２月から実証運行を開始する予定としております。

次に、目指すべき事業内容についてでありますが、実証運行に当たっては、利用者の利便性やニーズを重視することはもちろん、今後の本格運行に向けて持続可能で安定的なサービス提供を目指す必要がございます。

このため、事業内容の設定に当たっては、デマンド型で効率運行しつつ、現在のバス停よりも乗降場所を増やし、また、利用料金は

タクシー料金よりも安価なバス料金と同程度となるようにタクシー事業者に補助することを基本としております。

具体的には、あらかじめ利用者から予約をいただき、当日は御自宅近くの乗降場所であるミーティングポイントから乗車していただきます。そして、他に予約のあったミーティングポイントを経由しながら、乗り合いにより運行し、市街地にある目的近くのミーティングポイントで降車していただくものでございます。

運行予定といたしましては、月曜日から土曜日までで、時間帯は８時台から１６時台までとしており、北部地区から東部地区を経由して市街地までの往復７便の運行としております。なお、北部・東部地区のバス運行につきましては、乗合タクシーが運行する時間帯は廃止となりますが、それ以外の時間帯及び日曜日、それから祝日は従来どおりの運行としております。

料金につきましては、最大で北部地区から５００円、東部地区からは３００円としております。ただし、他に乗車する方がおらず、お一人での御利用となった場合は、北部地区からは１，０００円、東部地区からは６００円となります。

現時点では、このような事業内容を予定しておりますが、先ほども御説明したとおり、今後開催される三沢市地域公共交通会議において事業内容の詳細を審議し、最終決定することとしております。

いずれにいたしましても、利用者の利便性やニーズを注視しつつ、持続可能で安定的なデマンド型乗合タクシー事業の確立に向け、実証運行の状況を検証し、本格運行につなげてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございました。

それでは、質問順に再質問をさせていただきたいと思います。

まず、地域公共交通デマンド型乗合タクシーの御答弁に対しての再質問をさせていただきたいと思います。

今のお話を具体的に聞かせていただいて、北部・東部地区の方々が大変期待されているのではないかなと思いました。ぜひ、前向きによりよいデマンド型乗合タクシーの運行に努めていただければと思います。

そこで、１２月に実証運行ということだったのですけれども、例えば、実際にやってみて、実証してみて、いろいろ困難が生じた場合、これは中止するのか、これは本格的に間違いなくこのデマンド型乗合タクシー事業を必ずやると、間違いなくやると決定というふうに判断していいのか。

それと、開始するとすれば、これは今、実証ですから、状況を見てということだと思うのですけれども、本格運行の実施予定というのはいつ頃になるのか、いつ頃を目指しているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（堀　光雄君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　それでは、再質問にお答えしたいと思います。

実証運行を行う中で、利用者とか困難なことが生じた場合、あるいは、利用者が低迷した場合というようなことだと思うのですけれども、それは運行を取りやめるのか、そしてまた、本格運行の実施時期はいつ頃なのかというような御質問にお答えしたいと思います。

まず、実証運行につきましては、先ほど申し上げましたとおりデマンド型ですので、予約をする手間は当然出てくるのですけれども、バス停よりも乗降場所を増やすというようなことで、それなりの一定数の利用客がいるものと想定しております。

ただ、やってみないと分からない部分もありますけれども、その利用者が低迷した場合であっても、バスに替わる移動手段となりますので、実証運行はそのまま継続する予定としております。

それから、本格運行の実施時期ということ

でございましたけれども、実証運行で様々な課題等が出てくると思いますので、それもしっかりと検証した上で、関係者各位のコンセンサスを取りながら、できれば来年、令和６年１０月から本格運行を目指したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございました。ぜひ、きめ細かな対応をお願いしたいと思います。

そこで、再々質問なのですけれども、今、一番問題になっている近年のバスの運転手、タクシードライバーの人手不足というのが大変深刻になっています。これは、今回、デマンド型乗合タクシーをやるに当たっても、タクシー事業者の方が今の現時点で自分のところで手一杯だということで、手を挙げられないという事態になっては大変なことになるわけですよね。そういった中で、今、国土交通省が２０２２年３月に高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルを紹介しています。自家用有償旅客運送ということ、許可・登録を要しない輸送、こういう仕組みを紹介しています。

内容を平たく言いますと、バスやタクシーの運転手不足を理由に、減便や路線廃止が生じ始めていることから、それを補うための新たな移動手段の確保を進めるということになります。例えば、市町村やＮＰＯ法人、社会福祉法人、町内会など住民団体が運営主体になるということができるというようなことのモデルケースですね。こういったことが、国土交通省からも将来を見据えて検討してほしいということで上がっています。これについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（堀　光雄君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　再々質問にお答えいたします。

議員からお話のあった、市町村とかＮＰＯ法人等が交通機関を利用することが困難な利用者に対して、新たな送迎とかをする事業というようなことだと思うのですけれども、その辺についての再質問にお答えしたいと思います。

まず、市街地にとらわれず、移動手段の確保というのは、非常に重要なことだと思っております。とりわけ、市街地について、人口密集地というところもあるのですけれども、現在は、その公共交通機関、公共施設とか、あるいは商業施設等があるので、コミュニティバスで多頻度運行で対応しておりますけれども、今後は、こういったＮＰＯですとか、あるいは、市町村が担う役割というのが出てくるかもしれません。こういった新たな移動手段の確保というのは、検討する必要があると思います。

いずれにいたしましても、今回、１２月に開始する実証運行をまずは実施してみて、いろいろな課題が出てくると思いますので、それを検討しつつも、新たな移動手段ということも検討してまいりたいというように考えてございます。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございました。ぜひ、前向きに、やはり、どれほど乗合タクシーを運行したくても、タクシー事業者の方ができないとなると、できなくなってしまうので、その辺も含めて将来を見据えて、この国土交通省の紹介のモデル事業を検討していただければと思います。

次に、介護保険制度、福祉問題について再質問させていただきたいと思います。

やはり、今、人口減少の中ですけれども、高齢者の割合が増加していくわけですよね。そういった中で、介護サービスを利用する方々が増えていくということが想定されているわけなのですけれども、先ほど答弁の中にありました、当市の取組として生涯現役への支援、健康寿命の延伸に向けた健康増進と、そのための介護予防の取組、これは重要だと思います。担当課のほうで一生懸命対応されているということは、私もよく分かっている

のですけれども、それが功を奏して、今、給付も微増になっている、抑えられているのかなと思っているのです。

ですから、高齢者の皆さんが病気になりたい人はいないわけですから、皆さんが健康で生き生きと元気に暮らせるこの健康づくり、地域環境づくりに、ぜひ力を入れていただきたいと思います。誰もが安心して老後を過ごせるようなまちづくりを目指していただきたいというふうに思います。

この問題についての課題、現状の課題についての再質問はございません。

次に、介護保険制度の保険料のことについての再質問なのですけれども、やはり、第９期、来年度からの介護保険料の見通しというのは、国の基本指針と介護報酬の改定がまだ決まっていないので、現時点では、来年度の保険料が算定できないという状況にあるということだと思うのです。

今、国の審議会で介護診療報酬の引上げが検討されているというふうに言われています。そういった中で、介護給付が増えるということになれば、保険料の引上げにつながってしまいます。そういう部分で、やはり、基金を活用したり、一般会計からの繰入れを検討して、本当に三沢市としても、高齢者の方は、今、物価高騰、そして年金は実質引き下げられているのです。ですから、そういう中で、介護保険料は容赦なく通帳から年金から天引きされる、大体年間年金額が８０万円で、大体年間５万円の介護保険料が引かれるわけですよね。本当に負担が大きいというふうに言われています。ぜひとも、こういったところで払えない、こういうふうな方々も出てきているのですけれども、そういった方々に対して、減免制度を実施している自治体もあるのですけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀　光雄君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　再質問にお答えいたします。

低所得者に対する介護保険料の減免ということだと思うのですけれども、まず、今現在、当市の減免制度といたしましては、災害により損害を受けた場合とか、あとは失業とか疾病によって著しく収入が減少したと、そういった場合に生計が困難であると認められる場合には、条例に基づきまして、今現在、減免を行っているところであります。

また、当市といたしましては、介護保険料の所得段階を国が定めております９段階よりさらに細分化しまして、１４段階にしまして、低所得者の負担軽減に努めているところであります。

また、平成２７年の４月から三沢市独自に低所得者の介護保険料の軽減を行っておりまして、当市における１４段階の所得段階の被保険者のうち、１段階から３段階までの低所得者の保険料をその段階に応じて減額している状況です。

今年度の実績といたしましては、計３，４０２名の方におよそ４，９００万円の減免措置をしております。

しかしながら、この昨今の光熱水費の高止まりとか、物価高騰等によりまして、生活困窮者のこういった介護保険料の負担というのが、かなり生活に重くのしかかっていると感じております。

今後も、先ほど議員がおっしゃった生活困窮減免等につきまして、他の自治体とかの事例を研究しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございました。いろいろ低所得者、低年金の方々、困窮者の方々に対する国の支援というのはあるのですけれども、それでも、なおかつ、やはり無年金でも介護保険料を払わなければならないというふうになっていて、やはり、こういう援助や支援があっても、払えない人たちがいるということで、やはり、その辺に対しては、しっかりと対応を取っていただきたいというふうに思います。

次に移ります。介護保険制度の３点目です。これは、光熱費なのですけれども、グループホームの方、施設がお願いしているということだったのですけれども、今、国が３万円支給していますし、あと、県がその各介護保険事業者に対して、２０万円の支給という事業もあることは知っているのですけれども、それでも、これだけ送迎にもガソリンを使うわけですし、本当に施設の方々は、ずっとエアコンもつけっぱなしになっていると思うのです。そういった中での光熱費は、本当にかなりの固定費がかかっているのではないかなということが想定されます。それで、実態として、グループホームの光熱費が居住費に含まれているということで、その光熱費の請求をしていない施設、この実態ですね、これだけガソリン代が高騰している、光熱費が高騰している、利用料に転嫁できない施設、こういったところの運営状況というのをしっかりつかむ必要があると思うのです。今、物価高騰、エネルギー価格高騰対策というのをしっかり国も県も市も取るわけですから、その辺について実態調査ですね、今、どういう状況に置かれているのか、その辺を調査する必要があると、つかむ必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（堀　光雄君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　再質問にお答えいたします。事業者に対する光熱費等の値上げに関する今の現況というか、現況調査についてという再質問にお答えいたします。

御質問の光熱費等の値上げをした４施設につきましては、先ほど答弁いたしましたグループホームということで、利用者から光熱費を別に頂いている施設でありまして、今、この燃料費の高騰で光熱費などの高騰した分を施設側が負担できなくなったと。それで、運営状況が以前より厳しくなったというのが、理由と推察されます。

そのことからも、施設運営の現状につきまして、各施設につきまして、聞き取り調査を行って、今後、これからの物価高騰対策等につなげていきたいと考えております。

また、利用者が、こういった燃料費の高騰とか、物価高騰等により、今まで住んできた施設に生活ができなくなるといった不測の事態を防ぐためにも、今後におきましても、その利用者の訪問や相談というところで、いわゆるアウトリーチといったところをしっかり行いながら、必要なサービスや支援につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　大変心温かい御答弁ありがとうございました。ぜひ、実態調査を取り組んでいただきたいと思います。

次に、子育て支援の子供の居場所づくりについて再質問させていただきたいと思うのですけれども、今、答弁の中にありました子供の居場所づくりということに関しては、児童館が主、児童クラブとか、小学生中心だと思うのですけれども。やはり今、こども家庭庁も進めているアンケートの調査でも、やはり、中学生・高校生以上の若者が居場所が欲しい、こういう回答が多かったというふうにされております。

まず、その居場所づくりについては、当市としても、今後、調査し、研究しながら、進めていきたいということだったのですが、それを行っているのはボランティア団体、ＮＰＯ、社会福祉法人、こういった団体に委託することに、今現在もいろいろ、フードバンクだとか、困窮者の子供の対応だとか、子ども食堂とか、様々対応をされているのですけれども、それを担っているのが、ボランティア団体、ＮＰＯ、社会福祉法人などの団体なのですが、これは民間任せにするのではなくて、自治体として関係団体の育成、そしてまた、活動費、運営費の財政的な援助というのが、やはり欠かせないと思います。その関係団体との関わり方について、市の取組を教えていただければと、お考えをお聞かせください。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員に申し上げ

ます。

持ち時間終了５分前です。

○９番（奥本菜保巳君）　はい、ありがとうございます。

○議長（堀　光雄君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　再質問にお答えいたします。民間等の居場所づくりの活動に対する市の支援ということの再質問だと思います。

まず、この居場所づくりというものは、単なる場所だけではなくて、悩みやいろいろな相談相手になってくれる人がいること。一緒に学んだり、学びをサポートしてくれるというのが、思春期で様々な悩みを抱えた中高生には大切な要素だと考えております。

当市におきましては、先ほど答弁で申し上げました社会福祉法人以外にも、１日食堂や地域食堂を実施している民間団体などもありますので、市といたしましては、今後、青少年の育成とか、子供の居場所づくりに関する市内の民間団体とか、庁内の関係部署などから意見を聞きながら、運営の継続性とかという観点も含めまして、市としてどのような協力や支援ができるかというのを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　あと１分しかないのですね、御答弁ありがとうございました。

最後に子育て支援の昼食支援についてなのですけれども、これは、御答弁にありました就学援助を受けている要保護・準要保護の生徒だけではなくて、やはり、あらゆる家庭の子供に対しての昼食というのは、支援は必要なのかなというふうに私も感じました。これは、先進地の状況もあるのですけれども、給食と同じような感覚でお弁当、学校給食と同じような形で提供しているということなのですけれども、最後に１点だけ気になっているのが、やはり、昼食支給事業を実施するということになった場合には、要保護・準要保護の児童生徒に関しては、今現在、学校給食を無償で提供しています。ですので、こういう事業を実施するに対しても、やはり無償にするべきだというふうに思っているのですが、それについていかがですか。

○議長（堀　光雄君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　再質問にお答えいたします。

就学援助制度を利用する子供のお弁当の減免という再質問だと思うのですけれども、先ほど、調査研究していくということで、仮に、このお弁当とかを実施することが可能となった場合には、昼食代の徴収や減免の在り方につきましても、就学援助制度や児童館の利用料減免規定等との整合性を併せまして、他の自治体の事例も併せて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀　光雄君）　以上で、奥本菜保巳議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

春日洋子議員の登壇を願います。

春日議員。

○１４番（春日洋子君）　１４番、公明党の春日洋子でございます。通告の順に従い、質問してまいります。

初めに、行政問題の１点目、犯罪被害者等支援条例の制定についてお伺いします。

犯罪被害者等支援条例は、心身ともに大きな傷を負う被害者と、その家族や御遺族の権利を保護し、二次的被害を防ぐために、自治体の責務や支援体制を明確にしたものです。

基本的施策としては、新たな居住地や就労先の確保、訴訟費用の一部補助、生活の早期安定に向けた経済的支援策をはじめ、遺族、重病人への見舞金や転居費用の助成金、家賃補助を支給するなどが挙げられます。

犯罪被害に遭うと、被害により直接的に受けた傷だけではなく、心身の不調、不眠、気分の落ち込み、不安、捜査・裁判等に伴う様々な問題、周囲の言動等による傷つき、加害者からのさらなる被害、生活上の問題、仕事でミスをしやすくなる、通院や裁判等の休

暇に職場の理解を得られないなど、様々な問題に直面することになるといわれます。

また、さらに、犯罪被害者等は、生命、身体、財産などに対する直接の被害だけでなく、その後に発生する二次的被害や再被害に苦しめられることが少なくなく、直接的な被害に遭った後に受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失など、その他の被害を指す二次的被害や犯罪被害者等が同じ加害者から再び被害を受ける再被害は、深刻な問題であり、被害からの早期回復の妨げになると言われています。

このような背景から、犯罪に巻き込まれ、心身に深い傷を負い、様々な困難に直面する被害者や御家族に対し、当事者目線に立って寄り添った支援を行うことが重要であり、市民に最も身近な本市においても、犯罪被害者等支援条例を制定すべきと考えます。制定に向けて、本市の御見解をお伺いします。

次に、２点目の自転車の安全走行についてお伺いします。

本年４月から改正道路交通法の施行により、自転車に乗る際のヘルメット着用が年齢を問わず、努力義務となりました。現行法では、ヘルメット着用の努力義務は、１３歳未満の子供が対象でしたが、これを全ての自転車利用者に拡大されました。努力義務であるため、着用するかどうかは、利用者の意思に委ねられ、着用しなくても違反とはなりませんが、事故の際に命を守る手段として、ヘルメットは重要な役割を果たします。

実際、自転車の死亡事故のうち、最も多いのが、頭部へのダメージが主因となったケースです。また、ヘルメット着用時の致死率は、未着用時と比べて半分以下という警察庁の分析もあります。転倒や衝突といった危険が付きまとう自転車を利用する際、ヘルメットがリスクを低減させるのに有効であることは明らかです。

警察庁によると、本年１月から３月のヘルメット着用率は９％台で推移していましたが、４月には１３．５％、６月には１５．６％に上昇しています。着用率の伸びが最も高かったのは、小学生で３１．５％。長年着用率が低かった高齢者も６．６％となりました。努力義務前から着用率が最も高い中学生は４３．１％、高校生は９．６％となっています。全国的に着用率は、少しずつ上昇していますが、まだまだ啓発活動を行っていく必要があります。

そこで、着用率アップに向けた本市の取組をお伺いします。

次に、３点目のヤングケアラーへの支援体制の強化についてお伺いします。

本来は、大人が担うような家事や家族の世話、介護などに日常的に関わる子供、ヤングケアラーへの支援が各地に広がっています。ヤングケアラーについて、国は、２０２２年度から①早期発見・把握、②支援策の推進、③社会的認知度の向上の３本柱からなる支援策を進めており、２０２４年度までの３年間を集中取組期間と定め、自治体の取組を後押ししています。

事例を紹介しますと、兵庫県では、２０２２年２月にケアラー・ヤングケアラー支援推進方策を策定し、幅広い取組を実施しています。中でも、特徴的なのが、配食支援モデル事業であり、週１回ヤングケアラーのいる家庭にお弁当を無料で届け、信頼関係を積み重ねる中で、より踏み込んだ支援につなげることを狙いとし、原則３か月利用できます。

また、２０２１年度からヤングケアラーの支援を展開している埼玉県では、学校現場での認知度向上へ、県内に在学する小学４年生から高校３年生までの全児童生徒と教職員にリーフレットを配布し、県の調査では、２割未満だったヤングケアラーの認知度が８割を超えたといいます。さらに、２０２２年９月には、国の制度を活用して、ＬＩＮＥ公式アカウント、埼玉県ヤングケアラーチャンネルを開設、元ヤングケアラーの先輩がＬＩＮＥで親身に相談に乗ってくれるほか、体験談も紹介しています。

ほとんど知られていなかったヤングケア

ラーという言葉の認知度が一気に上がり、相談先が明確になり始めたことは、大きな進歩ですが、一方で、取組には、かなり地域差があり、どの地域でも必要な支援が受けられるよう底上げを図る必要があるとも言われています。当事者に必要な支援が十分届くようになるまで、息の長い取組が求められています。

そこで、本市におけるヤングケアラーの現状と支援体制についてお伺いいたします。

次に、４点目の保育の重大事故防止についてお伺いします。

政府は、８月１日、２０２２年に全国の保育所や幼稚園などで起きた死亡・負傷を含む重大事故が２，４６１件だったと公表しました。前年より１１４件も増加しており、対策が急務です。本年３月に政府は、重大事故の一歩手前のヒヤリハットをまとめた事例集を作成しました。

ヒヤリハットとは、１件の重大事故の裏には、２９件の軽微な事故、３００件のヒヤリ、ハットするような無傷害の事故が隠れているとするハインリッヒの法則に基づく言葉です。保育現場での重大事故は、２０１５年から国への報告が義務付けられていますが、大事に至らなかったものの、重大事故の予兆とも言えるヒヤリハットについては、報告が求められておらず、実態が把握されていませんでした。

しかし、昨年９月に静岡県の認定こども園の送迎バスで３歳児が置き去りにされ、熱中症で亡くなる痛ましい事故が発生しました。一昨年にも、福岡県で同様の事件が起きたのに、教訓が生かされなかったことから、政府は、初のヒヤリハット事例集を作成しました。

事例集は、従来から重大事故が多いとされる食事中、睡眠中、水遊び中は何度も注意が喚起されてきたことを踏まえ、今回は、送迎バス置き去り事件のような子供の所在や行動を把握できなかった事例を中心に１００件収集し、主に過去５年間の事例を保育園や幼稚園の関連団体などから聴取されたものです。

こども家庭庁は、保育所や幼稚園などの職員への研修で活用し、事例集に基づくヒヤリハットの共有、具体的な改善策の検討などに生かしていくよう促すとしており、本市においても、具体的な改善策の検討などに生かしていくべきと考えますことから、御見解をお伺いします。

最後に、教育問題の本市における子供の読書活動の推進についてお伺いします。

新聞報道によると公立小中学校の学校図書館の充実に向け、国が２０２１年度、図書購入費として、２２０億円の地方交付税交付金を措置したにも関わらず、全国の自治体で図書購入に使われたのは、５７％の１２６億円に止まることが文部科学省の調査で分かりました。交付金をどう使うかは、自治体の判断ですが、財政難などを理由に他の目的に回されているとみられ、交付税額に占める使用割合は、７年連続で減少していたことは憂慮すべき問題です。

さらに、国は、学校図書館を計画的に整備するため、令和４年度から８年度までの第６次学校図書館図書整備等５か年計画に基づき、学校図書館図書標準の達成、図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充を進めるとしています。

学校図書館は、子供たちが最も身近で本との出会いをつくることができる場所であり、学校図書館が充実し、その役割を果たすことで、読書好きの子供を増やし、確かな学力や豊かな人間性を育みます。

さらには、思考力、判断力、表現力を育むことなどが期待されており、環境充実の一つの要素が蔵書数です。文部科学省は、公立小中学校の学校図書館に整備すべき蔵書数の標準を学校の学級数に基づき算定される学校図書館図書標準として定めています。

そこで、１点目として、本市の学校図書館図書標準の達成率は何％であるか。併せて、廃棄と更新をどのように進めておられるのかお伺いします。

次に、２点目として、選挙権年齢の１８歳以上への引下げや成年年齢の１８歳への引下げに伴い、児童生徒が主体的に主権者として必要な資質、能力を身につけることの重要性に鑑み、発達段階に応じた学校図書館への新聞の複数紙配備を図るとしていることから、本市の小中学校における新聞配備と活用状況はどのようになされているのかお伺いします。

子供たちが、読書に親しむためには、読書に対する興味・関心を引き起こす、読書ができる力をしっかり育んでいく、習慣化を図っていくことが重要であり、学校図書館の充実には、蔵書の整備とともに、学校司書等の人材の配置が非常に重要になってきます。学校図書館の日常の運営・管理や学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う専門的な知識・技能を持った学校司書のさらなる配置拡充を図るべきと考えます。

そこで、３点目として、本市において、学校司書の配置拡充については、今後どのように進めていくのかをお伺いします。

以上で、私の質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（堀　光雄君）　ただいまの春日洋子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの春日議員御質問の行政問題の第１点目、犯罪被害者等支援条例の制定については私から、そのほかにつきましては、教育長並びに担当部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

犯罪被害に遭われた方へ社会の理解・支援を目的とし、犯罪被害者等基本法が制定されたことにより、国の責務として犯罪被害者のための施策を総合的に策定し、実施すること、地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた施策を策定し、実施することが明文化されております。

このことから、当市では、生活安全課に犯罪被害者等相談窓口を設置し、被害者からの相談や支援に関する問合せ等に対応してまいったところであります。また、県内自治体におきましては、弘前市、むつ市、平川市などで犯罪被害者等支援条例を既に制定している状況であります。

当市といたしましても、被害者が自立する課程において、話をよく聞き、寄り添い、支援することが被害者の早期自立につながるものと認識しており、御質問の犯罪被害者等支援条例につきましては、制定に向けて前向きに調査研究してまいりたいと考えております。

今後におきましても、三沢警察署や関係団体と連携しながら、被害者へ十分配慮し、取り残すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（堀　光雄君）　市民生活部長。

○市民生活部長（田中　誠君）　行政問題の第２点目、自転車の安全走行についてお答えいたします。

令和５年４月から道路交通法が改正され、自転車に乗る際のヘルメットの着用が努力義務化されたところであります。警察庁の調査によると、自転車に乗車中で、交通事故により亡くなられた方の半数以上が頭部に致命傷を負っていたとのことから、当市といたしましても、ヘルメットの重要性は大変高いものであり、自分自身の命は自分で守る観点からも、ヘルメットの着用率の向上が重要な課題であると認識しております。

しかしながら、全国的にも、ヘルメットの着用率は伸び悩んでいるのが、現状であります。

この現状を踏まえ、当市では、ヘルメット着用率向上のため、マックテレビでの動画放送を行っているほか、自転車防犯対策啓発活動や交通安全街頭活動において、ヘルメットの着用を呼びかけるリーフレットを配布するなど、周知に努めてまいったところであります。

御質問の自転車の安全走行につきましては、今後、さらに市ホームページでの周知や防犯パトロール車でヘルメットの着用を呼びかけるなど、三沢警察署や関係団体と連携しながら、ヘルメット着用率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　行政問題の第３点目、ヤングケアラーへの支援体制の強化についてお答えいたします。

ヤングケアラーとは、本来、大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことで、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうこともあります。また、家庭内の状況は問題が表面化しにくく、家族が抱える問題や課題が複雑で、複合化しやすいという現状があります。

このようなことから、身近にいる大人がヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなぐことが子供の将来にとって重要であります。

当市の取組の現状といたしましては、令和２年度に教育委員会において、市内小中学生を対象に、ヤングケアラーの実態調査を実施し、令和３年度と令和４年度には、三沢市豊かな心を育てる生徒指導研究推進協議会において、教職員に対し、ヤングケアラーの概念についての周知・啓発を行っております。

また、国が定めた３年間のヤングケアラー認知度向上のための集中取組期間の初年度である令和４年度には、市内保育施設・こども園・幼稚園・小中学校・医療機関等へ普及啓発のためのポスター及びリーフレットの配布を行い、地域におけるヤングケアラーへの理解と支援の促進を図ったところであります。

次に、ヤングケアラーへの支援体制といたしましては、学校や地域の中で様々な課題を抱え、支援が必要な子供を早期に発見するために、日頃から学校、教育委員会、福祉担当部局等関係機関の連携を密にし、各機関での相談対応と必要なサービスにつなぐ等の対応に努めております。

また、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を毎月１回開催し、子育て支援課、健康推進課、児童相談所、学校、教育委員会、警察等の子供に関わる関係機関で支援や見守りが必要な子供の情報を共有し、子ども家庭相談として連携をしながら支援を行っております。

さらには、教育と福祉の効果的な連携を図る学校等訪問事業においては、教育と福祉が相互に協力し、子供の健全な生活環境を確保していくことを目的とし、子育て支援課、健康推進課、教育委員会が各学校等を訪問し、児童虐待の疑いや育成の課題を抱える子供についての情報交換を行っているところであります。

今後における支援体制の充実・強化につきましては、青森県において、県内に在住する１８歳未満のヤングケアラーや保護者等が抱える悩みや問題等について、気軽に相談できるようにするための窓口として、ＳＮＳによる相談窓口を開設する予定となっております。

このため、当市といたしましては、市の各種広報媒体を通じて、ヤングケアラーに関するさらなる理解促進と、県や市をはじめ各団体が運営する各種相談窓口の周知に努めるとともに、引き続き、要保護児童対策地域協議会等における地域のネットワークを活用しながら、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげるための体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、行政問題の第４点目、保育の重大事故防止についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、教育、保育施設等における子供の死亡を含む重大事故は決してあってはならないものの、残念ながら、毎年全国で発生しているのが現状であります。

このため、国では平成２８年３月に教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインを作成し、教

育・保育施設等において、重大事故が発生しやすい場面について、十分な事前教育の実施や日常的な点検、組織的な取組等の事故の発生防止のための取組を示しております。

また、全国的に重大な事故が発生した際や季節柄、事故等のリスクが高まる時期にはその都度、国や県から注意喚起の通知や事務連絡があり、それを受け、市では市内各施設へ個別事案の取扱いに加え、ガイドラインの再確認についても周知しております。

このような中で、昨年、静岡県牧ノ原市の認定こども園で発生した送迎バスでの園児置き去りによる死亡事故を受け、国では幼児等の所在確認と送迎バスへの安全装置の装備の義務付けを含む緊急対策を昨年１０月に取りまとめ、本年４月１日から保育所等における送迎バスへの安全装置の装備が義務付けられたところです。

市内施設のうち、送迎バスを所有しているのは、認定こども園で１施設、幼稚園で３施設となっており、その施設の全ての車両において安全装置の設置を完了しております。

御質問の教育・保育施設等におけるヒヤリハット事例集につきましては、教育・保育施設等における命の危険につながりかねないような事例の収集や共有の方法などに関する調査研究を目的に、国が本年３月に作成したものであり、特に今回の事例集では、送迎バスでの置き去りによる死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、子供の所在や行動を把握できなかった事例を中心に取りまとめたものとなっております。この事例集につきましても、他のガイドラインと同様に、国から県を通じて各市町村に通知があり、当市では市内の各保育所や認定こども園へ共有を図り、重大事故防止に対する一層の注意喚起を図ったところであります。

市といたしましては、このようなヒヤリハットの事例が共有されることは、職員の責任追及のためではなく、重大事故の発生防止のほか、職員が安心して保育に当たることができ、ひいては、子供が安心して遊べるために必要な取組であると考えております。

このため、当市といたしましては、本事例集を参考に市内の保育所や認定こども園が、それぞれの施設内におけるヒヤリハットの自主的な報告と共有に取り組み、職員の意識を高めることや市内の保育団体が自主的な取組として安全管理研修等の場で活用するような促しを行い、重大事故発生の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　教育長。

○教育長（山内康之君）　教育問題の第１点目、当市の学校図書館図書標準の達成率及び廃棄と更新をどのように進めているのかについてお答えいたします。

文部科学省が定めている学校図書館図書標準では、学校の規模、学級数により学校図書館に整備する図書の目標冊数を定めており、当市の小中学校は、１０万４，０８０冊となっております。令和４年度末現在、当市の小中学校で整備された蔵書冊数は１１万３，８５７冊であり、充足率は小学校で１０７．８％、中学校では１１１．４％であります。

御質問の学校図書館図書標準の達成率は、充足率が１００％以上の学校が全体に占める割合を示すもので、当市では、小学校１校を除く１１校が図書標準を達成しており、小学校では８５．７％、中学校では１００％、小中学校全体では９１．７％となっております。

次に、廃棄と更新をどのように進めているのかについてお答えいたします。

廃棄図書につきましては、国が定めている学校図書館図書廃棄基準に基づき、校長、図書担当教諭、学校司書により選定され、破損・汚損による修理不能な本や百科辞典・専門辞典など刊行から経年し、内容が現状にふさわしくないものなどから順に廃棄しております。また、更新図書につきましては、各学校の現状を把握した上で、児童生徒が探求的な学びの題材を探し出し、図書を通じて楽しみながら学びを深められるよう図書担当教諭と学校司書がともに選定し、随時更新を図っ

ております。

教育委員会といたしましては、引き続き、学校図書の充実を図り、学校の教育課程に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することができるよう学校図書館の適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育問題の第２点目、小中学校における新聞配備と活用状況についてお答えいたします。

当市における新聞配備の状況ですが、市内全ての小中学校に対し、平成２９年度から教育委員会が購読料を補助する形で各校が希望する新聞を配備しております。種類といたしましては、全国紙や地方紙、週刊の小中学生用新聞を各学級に１から２部ずつ、さらに、学校によっては掲示用を配備しております。

次に、活用状況ですが、小学校では、国語の授業において計画的に好きな記事を取り上げさせ、感想や意見文を書く練習、文章表現の指導や語彙を広げる学習等に活用しております。また、総合的な学習の時間の授業において、決められたテーマに関する記事を基に課題を設定したり、調べ学習をする際に活用したりしております。授業以外にも、スピーチ等の題材探し等に活用している学校もあります。

中学校では、社会科の授業において、各社の新聞を持ち寄り、自分の気になった記事について意見交流する際に活用したり、道徳科の授業において、記事の内容を基に思いやりや助け合いの心を持つことの大切さに気づかせることに活用したりしている学校があります。また、新聞閲覧棚を設置し、生徒が休み時間など自由に読むことができるようにしている学校もあります。

このように小中学校とも実情に合わせて、積極的に新聞が活用されており、各校からは活字離れと言われる現代の子供たちにとって、興味を持って活字に触れる良い機会であるとか、新聞を読む習慣や環境づくりに欠かせないものになっているとの感想が寄せられております。

続きまして、教育問題の第３点目、学校司書の配置充実についてお答えいたします。

当市は、平成３０年度から学校司書を２名配置し、令和２年度からは３名に拡充しております。学校司書は県内１０市中、当市を含む３市で配置されており、人数では当市が２番目となっております。また、学校司書一人当たりの担当校数は４校であり、少なくとも週一日は市内全小中学校に配備することができております。

学校司書が蔵書及び図書貸出しのデータ管理、推薦本の紹介、インデックス等を用いた蔵書管理などの業務を行うことで、学校図書館の環境が年々整備され、その結果、当市の児童生徒一人当たりの学校司書貸出冊数は、平成３０年度と比較し、小中学校ともに増加しております。

今後は、学校司書及び教職員との情報交換を行うなど、連携をより密にし、読書活動の推進に努めるとともに、さらなる拡充に向けた調査・検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　春日議員。

○１４番（春日洋子君）　御答弁ありがとうございました。それでは、再質問でございますけれども、質問順にさせていただきます。

初めに、行政問題の１点目、犯罪被害者等支援条例の制定について再質問いたします。

市長より条例制定に向けて前向きに調査研究してまいりたいとの明快な答弁をいただきました。三沢市においても、この犯罪被害者等支援条例の制定については、早速乗り出してくださるというものというふうに受け止めました。市長の答弁でもございましたとおり、県内では弘前市、むつ市、平川市が既に制定されているところではありますが、現在、八戸市、十和田市においても制定に向けて進行中であるとの情報を得ております。青森県は、令和元年１２月１３日に施行されておりますけれども、この制定に向けて今後調査研究をしていっていただくには、一定期間

を要するということは承知しているところではありますけれども、今後、調査研究を進める中で、三沢市におきましては、この犯罪被害者等支援条例の制定時期、これをいつ頃と想定していくのか。また、具体には、調査研究はどのようなものが想定されるのか。現時点での御認識をお伺いさせていただきます。

○議長（堀　光雄君）　市民生活部長。

○市民生活部長（田中　誠君）　再質問にお答えいたします。

既に、被害者等支援条例を制定いたしました県内自治体につきましては、情報収集と各条例の条項の分析に着手しております。また、お話のありました八戸市や十和田市など周辺自治体において制定に向けた動きがございますので、今後、さらにその情報を収集し、より多くの事例の中から当市にとって有効な事例の絞り込みをしてまいりたいと考えております。

時期につきましては、まだ内部での調整も終わっておりませんので、まだ明確に答弁することはできませんので、よろしくお願いします。

○議長（堀　光雄君）　春日議員。

○１４番（春日洋子君）　ありがとうございました。ぜひ、今後、あらゆる手立てをしまして、制定に向けて御努力をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

次に、２点目の自転車の安全走行について再質問させていただきます。

警察庁の調査によりますと、自転車乗車中の交通事故で死亡した方の６割が頭部に致命傷を負っているということが分かっております。自身の身を守るため、ぜひ、積極的に着用していただきたいと願っておりますけれども、全国の自治体の事例を御紹介させていただきたいと思いますが、このなかなか上昇していかない自転車用のヘルメット着用を促すために、また、さらに交通事故の際の被害の軽減を目的にヘルメット購入費に対する助成事業をスタートしている自治体がございます。お一人１回につき１，０００円、もしくは２，０００円。このような金額の助成でございます。やはり、上昇アップに向けて様々な状況、御判断、お考えもありますことから、強制というのは難しいとは思いますけれども、まず、子供たちが、小学生また中学生は、一番着用率が高いわけでありますけれども、大人の私たちも子供たちの模範となる、そういう姿を見せていくというのが、非常によろしいのかなという思いがございまして、今後、三沢市におきましても、こちらのヘルメット購入費に向けて助成を検討していただきたい、すべきだというふうに今現在思っておりますけれども、現時点での三沢市での御見解をお伺いいたします。

○議長（堀　光雄君）　市民生活部長。

○市民生活部長（田中　誠君）　ヘルメットの購入助成金事業について、当市の見解ということでしたので再質問に答弁させていただきます。

先ほど答弁申し上げました今後の取組、取り組むべき事業を進めながら、今後さらに、ヘルメット着用率を向上させるためには、どのような施策が有効であるのか、御提案いただきました助成金事業も含め検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　春日議員。

○１４番（春日洋子君）　ありがとうございました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、３点目のヤングケアラーへの支援体制の強化について再質問させていただきます。

答弁の中で耳を傾けておりまして、非常にありがたい取組をされているなということを思いました。それは、本市では、教育委員会とともに子育て支援課や健康推進課の担当職員が、実際に各学校を訪問してくださっている、そして、担当者自らの目で、そして耳で、子供たちの情報をしっかり得て、必要な対策をされているということに対しまして、非常に心強く、ありがたい思いをいたしたところでございます。また、答弁の中で示され

ましたとおり、県におきましてヤングケアラーや悩みを抱える方々が相談できるようなＳＮＳによる相談窓口を開設する予定である、このことも示していただき、また非常に県の取組に対してもありがたく思ったところであります。

様々な、これまで、年を追って、教育委員会を発端にして実態調査、また教職員の皆様、また子育て施設、幼稚園・保育園等の皆様に対しても、周知・啓発に努めていただきました。この流れの中で、やはり、多くの周りの大人が早期に気づいてあげることが大事であり、さらに社会的認知度を向上させるということが、いかに大切かということを改めて思っているところでありますけれども。

ここに加えて、やはり、市民の皆様に向けて、情報を得ている方もいらっしゃるかと思いますけれども、ここで強化ということに関しましては、私は市民の皆様への周知・啓発、そしてまた、地域の皆様がちょっと気になる、もしかしたらヤングケアラーかなと思ったときに、どこに御相談をしていいのか、窓口はどこなのか、これらも併せて、今後さらに周知をしていく必要があるのかなというふうな思いに至っているところであります。この支援体制の強化という視点で、市民の皆様へ広く周知・啓発を努めていく、このようなお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（堀　光雄君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　再質問にお答えいたします。ヤングケアラーについての一般市民とか、地域への周知・啓発、支援体制の強化ということの再質問にお答えいたします。

まず、ヤングケアラーの中には、自分の置かれた状況を把握しながら、自ら周りの人に相談するというのが難しいという方々がほとんどだと思います。そのために、普段から周囲の大人が子供の様子を気遣って、変化に気づいてあげるということが、一番重要だと考えております。

周囲の大人がヤングケアラーを早期発見できるようにするためには、ヤングケアラーに関する周知・啓発、支援体制の強化というものが重要であると考えております。もちろん、教育、福祉の関係者だけではなくて、一般市民までそれを広げていく必要があると考えておりまして、一般の方々からの情報提供や相談窓口といたしましては、キッズセンターそらいえの中にあります子育て支援課内に設置している三沢市子ども家庭総合支援センター、こちらが窓口となりますので、今後、マックテレビや広報みさわ、ＳＮＳなど市の広報、各種広報媒体等で周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　春日議員。

○１４番（春日洋子君）　ありがとうございました。早期発見、早期支援がいかに大事かということを思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、４点目の保育の重大事故防止について再質問いたします。

こども家庭庁が、保育所また幼稚園などの職員の研修で活用して、事例集に基づくヒヤリハットの共有、具体的な改善策の検討などに生かしていくよう促しているということであります。また、参考に申し上げますと、この政府が作成したヒヤリハット事例集に、有識者会議の座長として携わった甲南大学の前田正子教授がおっしゃっておりましたけれども、「この頻度の少ない重大事故は遠い出来事のように感じられるけれども、ヒヤリハットというのは、いつも身近によく起きている問題であります。事例集を効果的に活用して、保育の現場で働く方々には、我がこととして捉え、意識向上につなげてもらう機会としてほしい。」このように語っておられました。

そこで、これを機に、さらに保育の質向上、また、職員の研修など、それぞれがこの情報を得て、これまでもしてくださっていると思いますけれども、こういう後を絶たない

子供の悲惨な事件・事故等が多発しているわけですから、日頃からこの意識向上に努めることがいかに大事かというふうに思っておりました。

そこで、可能でありましたら、行政としても、こういう保育に携わる職員の皆様の集い等がございましたら、そこに行政としても可能な限り参加をしていただき、積極的にバックアップしていただきたい、そのように願っているところでありますけれども、この点についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（堀　光雄君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　再質問にお答えいたします。

組織での具体的な活用ということで、それに関する行政としてどのように関わっていくかという質問内容だったと思いますけれども、当市には、三沢保育事業研究会、通称三保研という保育事業者による組織がございます。この組織でございますが、地域の保育事業の発展に向け、施設長部会をはじめ、複数の部会を設けて、情報共有や調査研究を行っている組織でございます。

今後におきましては、この三保研の施設長部会に市の担当者が出向いて、このヒヤリハットの事例集の紹介とか、国のガイドラインの説明、また、その内容に関する意見交換とか、そういったものを実施するなど、より積極的に注意喚起や意識改革に向けて、今後、その三保研と相手方と相談、調整をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（堀　光雄君）　春日議員。

○１４番（春日洋子君）　ありがとうございました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

最後に、教育問題の本市における読書活動の推進について再質問させていただきます。

今般、この質問に至った経緯でありますけれども、文部科学省によるオンライン研修会を受講する機会がございました。その中で示された、この全国の様々な状況、学校図書館に関するこのデータが青森県全体でございましたので、５割を切っている状況、それぞれのこの全ての本日の質問の内容でございましたけれども、現在の三沢市の状況はいかがなのかなと、そういう思いに至っての質問でございました。

先ほどの御答弁の中で、教育長から様々なこの三つの質問に対しまして、三沢市がいかに充実に努めていってくださっているのかということを、非常にありがたく理解を深めることができました。ありがとうございます。

また、この読書活動、子供たちが様々な状況の中で、なかなか本を手にする機会が少ない、また、読書数も少ないお子さんもいらっしゃるのかなというようなことを思っておりましたけれども、参考に申し上げますと、かつて、この教育委員会におきまして、三沢市立図書館に読書通帳、こちらを配備していただきました。これは、子供から大人全ての方が御希望に応じて、御自分の読書を記録するものでありますけれども、私も、子供たちが無理なく、自分自身がいつどんな本を読んで、どんな感想を抱いたかな、これが気楽にお友達同士で何かコミュニケーションをして、また友達が読んだ本を自分も読んでみようかな、そのような思いも抱いていただける、そういう一つのツールとして、例えば、読書の記録、こんなことを取り入れてみるのはいかがかなという、そういう思いを抱いているところでございますけれども、現時点での御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（堀　光雄君）　春日議員に申し上げます。持ち時間終了５分前です。

答弁願います。

教育長。

○教育長（山内康之君）　ただいまの再質問は、子供たちの読書意欲を高めるような、それらを記録できるようなものがないのかというような、そういった再質問かと思っておりますけれども、教育委員会では、小中９年間の読書活動を推進することを目的に、令和２年度より読書ミラクルナイン事業を実施して

おります。この事業では、図書館管理システムを活用しまして、児童生徒が学校図書館から本を借りる際に、バーコードをスキャンすることでデータベース化して、年度末に１年に読んだ本を読書記録として、一人一人の児童生徒に配付しているというようなことでございます。読書記録は、各校で個人ごとにファイリングして、小学校から中学校へ引き継がれ、中学校卒業時には、小中９年間に及ぶ読書記録を振り返ることができるようなシステムを取っております。

このことによって、子供たちは、自分の読書の足跡を振り返りながら、自分の成長を自覚することができるかと思いますし、また、読書意欲の向上と読書習慣の定着につながるのではないかと期待しているところであります。

今後は、年度途中にも子供たちが読書記録を振り返ることができる機会を増やすことなどしながら、さらなる読書意欲の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　以上で、春日洋子議員の質問を終わります。

この際、午後１時まで休憩します。

午後　０時００分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（堀　光雄君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議長を交代します。

○副議長（加澤　明君）　議長を交代しました。

それでは、一般質問を次に移ります。

遠藤泰子議員の登壇を願います。

遠藤議員。

○６番（遠藤泰子君）　６番、かがやきの遠藤泰子です。通告に基づきまして、行政問題、市役所の組織体制づくりについてと公共施設の環境整備についての２点、順に質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

地球温暖化が進み、当市においても今年は記録的な暑さが続きました。異常気象、記録的あるいは想定外な状況が、毎年のように発生しております。これまでとは全く環境が異なる将来の予測が困難な非連続の時代を迎える中、市民生活や生命財産を守るためには、市民に一番近い行政組織である自治体の役割が一段と大きくなっているものと思われます。また、デジタル技術の進化や国際情勢、経済情勢の変化、あるいは、市民の価値観の多様化などを踏まえると、行政需要はますます高度化、多様化、複雑化するものと予想されております。加えて、少子化等を背景とした生産年齢人口の減少などにより、あらゆる分野の担い手が不足することが見込まれている状況であると思います。

こうした状況を踏まえ、市民に対し、今後も必要な行政サービスを安定的に提供していくためには、限られた行政資源を効果的、効率的に活用していく必要があり、人材組織に関する取り組み方が非常に重要になるものと思います。

このため、職員のさらなる意欲と資質の向上を図り、職員一人一人の力を最大限に発揮してもらえるよう多様な人材の確保、研修の充実による人材育成、働きやすい職場環境づくり、組織体制の一層の効率化など積極的に取り組み、今後予想される急激な社会変容に対応し得る持続可能な組織体制づくりを目指すべきだと考えています。

先進自治体においては、既存の体制にとらわれない課題を解決するためのタスクフォースの設置や行政課題に応じた組織のスクラップアンドビルドともに、お悔やみ窓口の設置のような市民目線の施策を推進する体制づくりが進められてきております。さらに、デジタル化への対応も加わり、今後、さらに組織体制の在り方や人材育成の成果などによって、自治体間格差が大きく広がっていくものと思います。

当市においても、社会情勢等の変化を捉え、毎年、組織改正を検討し、実施してきているものと思いますが、重点をどこに置き、

方針をどのように定め、どのように組織体制づくりを進めているのかについて、市役所の組織体制づくりに係る１点目の質問としてお伺いいたします。

次に、物価高騰に係る市民生活への影響を把握する体制についての質問となります。

総務省統計局が、本年８月１８日に公表した消費者物価指数によると、２０２０年を１００とした総合指数は１０５．７、生鮮食品を除く総合指数は１０５．４とのことであり、３年前と比較し、約５％の上昇となっております。また、帝国データバンクが８月末にまとめた主要１９５社の価格改定動向調査によると、食料品など８月に値上げした品目は１，１０２品目、９月は２，０６７品目、１０月は４，０００品目を超える見通しで、２０２３年に値上げする品目は累計で３万品目に達するとのことでありました。とりわけ、電気料などの光熱費、ガソリンなどの燃料の値上げが大きく、暑い夏の影響も重なり、市民生活に大きな影響を及ぼしているものと思います。また、今後においても、この上昇は収まらず、さらに物価高騰が進むことが予測されております。

こうした状況が進む中、小檜山市長には、市民生活を守り、小さな声を聞き漏らさず、市民に本当に必要な喜んでもらえる施策を実施してほしいと願っております。これまで、非課税世帯等への給付金やプレミアム商品券事業などが実施されてきておりますが、当市においては、効果的な事業とするために、どのように現状を把握し、検討がなされて、物価高騰対策への取組をしてきたのでしょうか。市の限られた財源の中で、効果的に施策を実行するためには、まず現状認識が必須であり、市民生活状況の実態調査、現状把握を行い、その状況を踏まえて、解決策を検討すべきであると思います。

当市におきましては、三沢市行政組織規則の中に市民生活部の分掌事務として、「消費者行政に関すること」とあるものの、物価高騰などの調査は担当していないとのことであり、現状としては、市民生活への影響を調べる部署がなく、広報広聴課で市民の声を聞くことにより対応しているとのことでありました。肝腎の現状認識がなされていないまま施策を実施するのではなく、市民生活の現状をしっかりと捉える体制を整え、効果的な施策を実施すべきと思いますが、どのように考えているのかお伺いいたします。

次に、デジタル化への組織体制についての質問となりますが、当市では、ＤＸ推進課を設置し、ＡＩ、ＲＰＡなどデジタル技術の活用を順次進められているものと認識しておりますが、先進自治体においては、マイナンバーに紐づけた宮崎県都城市など自治体独自の取組や、横須賀市などでは、ＣｈａｔＧＰＴの活用も急速に進められているとのことであります。自治体間格差が既に出始めております。当市においても、ＡＩ、ＲＰＡ等の活用、業務のデジタル化、外部人材の活用、職員のデジタルスキルの向上など重要課題と捉えているものと思いますが、今後、さらにＤＸを進めるための組織体制づくりをどのように進める考えなのかお伺いいたします。

次に、行政問題の２点目、公共施設の環境整備についての質問となります。

冒頭申し上げましたが、今年は記録的な暑さが続きました。気象庁がまとめた統計によりますと、６月から８月の気温は過去１２６年で最も暑かったとのことであります。地球温暖化が気温を高めた可能性を指摘されておりますが、これがさらに進めば、来年以降もさらに高温になっていくことが懸念されます。危険な暑さが続く中、暑さを避けるための場所、涼む場所としてクーリングシェルターを開設する自治体が出始めてきており、環境省によると、全国１２５以上の自治体が既に取組を進めているとのことでありました。県内では、むつ市が本庁舎、公民館など１２もの施設をクーリングシェルター、涼みどころとして開放しているとのことであります。全国消費実態調査によれば、青森県内のエアコン普及率は５１．６％となっており、約

半数の世帯が未設置という状況の中、熱中症警戒アラートが発表されるほどの危険な暑さへの対策は、市民の命を守る上で、もはや災害対策として早急に取り組むべき課題ではないでしょうか。

その対策の一つとして、市民生活に一番近い公共施設である集会所にエアコンを設置してはどうかと考えています。市民の命を守る熱中症対策と合わせて、コミュニティー活動を充実させることは、地域の活性化や福祉活動、あるいは教育の面から見ても効果があるものと考えます。参考までに、今年８月の集会所での出来事を御紹介したいと思いますが、８月上旬、地域の子供たち向けの夏休みお助け塾を開催しましたが、暑い部屋での勉強は子供たちも教える側も困難な状況となりました。８月中旬、介護予防として開催している寺子屋において、参加されている高齢者が調理中に具合が悪くなり、救急車を要請する一歩手前となりました。８月下旬、三沢まつりの太鼓たたきの練習を見に行った際、集会所が暑くて、子供たちを倒してしまうから練習できないとのことで、実際に練習をしていない状況でありました。このほかにも事例はたくさんあります。

繰り返しとなりますが、地球温暖化は進んでおり、来年、再来年とさらに暑くなるかもしれません。市民の生命を守るという観点から申し上げれば、集会所をはじめとした公共施設に暑さ対策の避難所、クーリングシェルターとしての役割を持たせるべきと考えます。今後、どのように対応していくのかお伺いいたします。

最後に、公共施設の洋式トイレ化についての質問です。

日本トレンドリサーチによる全国男女１，０００人を対象にインターネットで実施したトイレの使用に関するアンケート結果によると、「自宅のトイレは洋式ですか、和式ですか。」の問いに対し、洋式が９７．０％、和式が１．９％、どちらもあるが１．１％ということでありました。

一方、公共施設においては、各自治体において、洋式トイレ化整備計画や洋式トイレ整備方針を策定するなどにより、取組が進められてきております。公共施設の洋式トイレ化が進められている背景としては、家庭における洋式トイレの普及のほか、外国人旅行者、インバウンドが増加していること、高齢化の進行に伴い、ユニバーサルデザインの重要性が増してきているということなどが挙げられております。

また、訪日外国人が日本のすばらしいところとして挙げているものとして、交通機関の時間が正確である、町中にごみがなくて清潔、治安がよい、食べ物がおいしい、公衆トイレがすばらしいが常に上位となっており、衛生対策を講じた洋式トイレ化はインバウンドにおける日本のストロングポイントとなっているものと思います。

当市においては、国際文化都市を標榜しており、ほかの地域よりも外国人が多い状況、さらに、航空路線があることによるインバウンドも期待できる環境、必然的に洋式トイレのニーズが高い状況であるものと推察しております。

一方、新型コロナウイルス感染症が今なお収まっていない状況の中、蓋のない和式トイレよりも、蓋のある洋式トイレのほうが飛沫拡散防止に一定の効果が認められているものとのことであります。

外出先では、和式トイレを利用したいという方も一定数おられるものと思いますが、便座の衛生対策を講じることにより、解決できる自治体もあることなどから、今後の高齢社会を見据えたユニバーサルデザイン、洋式トイレ化の取組をスピードアップさせる時期に来ているものと考えます。

このことから、令和３年に策定した三沢市公共施設個別施設計画に整合性を持たせながら、ほかの自治体が取り組んでいる洋式トイレ化整備計画などを参考に改修を進めていくべきと考えますが、どのように進めていくのかお伺いします。

御答弁、よろしくお願いします。

○副議長（加澤　明君）　ただいまの遠藤泰子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの遠藤議員御質問の行政問題の市役所の組織体制づくりについての第１点目、どのような方針の下で組織づくりを進めているのかについては私から、そのほかにつきましては、総務部長並びに財務部長からお答えをさせますので、御了承ください。

令和５年度の組織体制づくりに当たっては、第２次三沢市総合振興計画の基本理念である「未来へつなぐ　心安らぐ　国際文化都市」の実現及び国の政策動向や社会情勢の変化など、多様な行政ニーズに的確に対応することで、市民が安心して暮らしていけるよう限られた資源で効率的かつスピード感を持って施策を推進するという方針の下、実施したところでございます。

また、その進め方につきましては、人事担当部署において、各部署からの情報収集に努めるとともに、部長等で組織する組織等検討委員会における総合的な検討を踏まえた上で、最終的な決定をしております。

私からは、以上です。

○副議長（加澤　明君）　総務部長。

○総務部長（蹴揚光昭君）　行政問題の市役所の組織体制づくりについての第２点目、物価高騰に係る市民生活状況を把握し、対策を講じるための体制についてお答えいたします。

今般のエネルギー価格をはじめとする様々な原材料や生活必需品などの各種物価高騰が市民の生活に多大なる影響を与えていることは、十分に承知をしております。物価高騰に限らず、市民の皆様からの御意見・御相談は、広報広聴課において、相談窓口や市ウェブサイトからのお問合せメールでお受けした上で、その内容に応じて各担当部署へ取次ぎをし、個別に対応を行っているところでございます。

今後におきましても、引き続き、関係部署が連携し、情報収集に努めるなど物価高騰の影響を受けている市民の皆様に寄り添った丁寧な対応を行ってまいります。

続きまして、市役所の組織体制づくりについての第３点目、ＤＸをさらに進めるための組織体制についてお答えいたします。

当市のＤＸの推進につきましては、令和４年４月にＤＸ推進課を新設し、デジタル施策の企画・立案とシステム整備を行っております。また、同年８月には、全庁的なデジタル化を推進することを目的に、副市長を委員長とし、各部長を委員とする三沢市行政事務デジタル化推進委員会を設置したところであります。この委員会では八つの専門部会を設け、担当職員等を部会員に、デジタル化の推進に向けた調査・研究とその実現に向けた実務に取り組んでおり、証明書のコンビニ交付やキャッシュレス決済、ペーパーレス化の実現などに向け、着実な成果を上げているところでございます。

現在も市民の利便性向上のための新たなデジタル施策について検討を進めているところであり、引き続き、当該委員会の活動を中心に、さらなる市全体のＤＸの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　財務部長。

○財務部長（吉村聖毅君）　行政問題の公共施設の環境整備についての第１点目、公共施設へのエアコン設置についてお答えいたします。

今年の夏は、全国的に平年を上回る高温が続き、当市においても、７月には月平均気温が１９７７年からの観測史上最も高い気温となりました。さらに、８月５日には、日最高気温が３７度と、こちらも観測史上最高記録を更新いたしました。

このような状況から、当市においては、熱中症警戒アラートが発表された日には、情報メールにて適度に扇風機やエアコンを使用す

ること、小まめな水分摂取をすることなど、熱中症予防対策を呼びかけてまいりました。

御質問の公共施設へのエアコン設置についてでありますが、当市が管理する集会所も含めました１２４の屋内公共施設を調査したところ、建物全てのフロアにエアコンが設置されている施設は１４施設、建物の一部のフロアにエアコンが設置されている施設は３１施設、残りの７９施設には、エアコンが設置されていない状況となっております。

近年の地球温暖化等の影響による異常気象は、当市においても災害級と言われる記録的な高温をもたらしております。このような異常気象は、今後も続くものと想定されることから、まずは、児童生徒の健康を優先し、令和４年度に小学校、そして、今年度は中学校においてエアコンの設置工事を実施しているところであります。

今後も引き続き、エアコンが設置されていないその他の公共施設についても、利用状況や施設の老朽度等を踏まえながら、エアコンの設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

続けて、行政問題の公共施設の環境整備についての第２点目、公共施設の洋式トイレ化についてお答えいたします。

洋式トイレは、生活の洋式化が進んだことや椅子に座る感覚で利用でき、体の負担が少ないことから、近年は多くの施設で普及しており、当市においても、ユニバーサルデザインを念頭に、公共施設の洋式トイレ化を順次進めてきたところであります。

現在、公共施設１７５施設のうち、洋式トイレが一部でも整備されている施設は１５９施設、整備率にして９１％。また、便器数に対する洋式化率は７１％となっております。

今年度においても、一部施設で整備を進めているところでありますが、未整備の各公共施設については、外出先では和式トイレを利用したいという方にも配慮しながら、トイレの利用状況や設備の老朽具合などを確認し、実態の把握に努め、今後も順次、洋式トイレ化について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（加澤　明君）　遠藤議員。

○６番（遠藤泰子君）　御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問を質問順に沿って質問したいと思います。

１点目の組織体制づくりに係る方針について、小檜山市長から御答弁いただきました。御答弁の中で、多様な行政ニーズに的確に対応し、効率的かつスピード感を持って施策を推進するという方針の下で行われているとのことであったと思います。

私は、行政ニーズにスピード感を持って的確に対応するためには、今のような縦割りの行政組織では、対応が難しくなってきているものと思っています。各部署から情報収集をしているとのことでありましたが、他の自治体のお悔やみ窓口などの事例は見れば分かるように、市民目線の組織づくりが必要ではないかと思っています。現状のままで、市民ニーズに十分に対応できていると考えているのか、いないのか、再質問させていただきます。

○副議長（加澤　明君）　答弁願います。

総務部長。

○総務部長（蹴揚光昭君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

市民の皆さんの御意見等につきましては、それぞれお考えもあるということで、全ての御意見等に対して十分にその御意見に沿った対応をすることは非常に難しいと考えております。

ただ、考えておりますけれども、市に寄せられた御相談等につきましては、担当部署におきまして、できる限り市民ニーズに応えられるよう適切に対応しており、また、必要に応じてアンケート調査を行うなど適切な対応に努めているところでございます。

また、全庁的な検討を要する課題に対しま

しては、部長等からなる部長等連絡調整会議や関係部長等による会議において、情報共有を図った上で施策に反映させるなど対応しているところでございます。

いずれにいたしましても、今後もその時々の市民ニーズに適切に対応できるような組織づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　遠藤議員。

○６番（遠藤泰子君）　市民ニーズに十分に対応できるよう今後も検討、当然、市民一人一人の全部のニーズを聞かなければいけないということではないので、当然、そういうのも、なぜその意見が出たのかとか、調査とか、そういうことは十分行っていただいて、なぜこういう意見が出たから、では、どうしなければいけないのだろうというところを十分話し合ってもらえれば、市民ニーズに応えていけるのかなと思いますので、よろしくお願いします。再々質問はございません。

次に、組織体制の２点目の物価高騰に係る体制についてですが、物価高騰に限らず、広報広聴課で市民の意見や相談を聞いて、各部署へ取次ぎをし、そして、内容に応じて対応しているとのことでありました。

私が言うのはそうではなくて、今まさに物価高騰によって、市民生活に影響を与えている状況においては、市民からの相談を待つ体制ではなく、状況をしっかりと把握する体制で施策を実行していくべきだと思いますが、市民生活に大きな影響を与えている物価高騰について、今のままの組織体制で十分であると考えているのか再質問いたします。

○副議長（加澤　明君）　総務部長。

○総務部長（蹴揚光昭君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

今般の物価高騰につきましては、市民生活に多大なる影響を与えているということで、十分認識しているところでございます。また、その対応につきましては、関係部長等による会議で検討を重ねてきているところでございます。

現時点では、引き続き関係部署が連携し、情報収集に努め、現在の組織体制で対応してまいりたいと考えておりますが、社会・経済情勢や国・県の動向を見極めつつ、その時々の状況に応じた適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　遠藤議員。

○６番（遠藤泰子君）　ありがとうございました。これからもいろいろな調査をしながらということなので、本当に調査とか現状把握ということは大事なことだと思いますので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

３点目の組織体制のＤＸの推進については、先ほど全庁的な、昨年８月に副市長を委員長としてデジタル化推進委員会が設置され、現在もデジタル化に努めて検討を進めているとのことですので、ぜひとも先進のＤＸ導入事例を積極的に取り入れて、他の自治体に遅れないようにお願いしたいと思います。再質問はございません。

次に、公共施設の環境整備についての１点目。昨年は、三沢市の小学校の全部、それから今年度は中学校にクーラーを設置したとのことで御答弁いただきました。児童生徒のために、最優先で取り組まれたことは大変よかったと思っています。

ただ、財源は限られておりますので、優先順位は当然あるとは思いますが、この危険な暑さは災害に等しい状況だと思います。対応が遅れると、熱中症だけではなく、体調を崩し、命の危険にもつながります。青森県のエアコン設置率の５１．６％、約半数の世帯がエアコンのない状況を考えれば、検討を急いで、早急対策が必要だと思っています。先ほどの答弁では、利用状況や老朽度を踏まえて、設置に向けた検討を行うということでありましたけれども、いつまでに検討を終え、対策を打ち出していくのか、今後のスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○副議長（加澤　明君）　財務部長。

○財務部長（吉村聖毅君）　対策に対する今後のスケジュールという再質問にお答えいたします。

今夏の猛暑を受けまして、エアコンの設置につきましては、喫緊の課題となってきたものというふうに私は認識しております。

しかしながら、エアコンの設置には議員がおっしゃいましたように、多大な経費が必要となりますことから、限られた予算の範囲内でとはなりますが、財源の確保など条件が整った施設から、順次整備を進めてまいりたいと考えております。

そのようなことから、現時点で、今後のスケジュールについてはお伝えすることはできませんが、市として、優先課題の一つとして整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（加澤　明君）　遠藤議員。

○６番（遠藤泰子君）　御答弁ありがとうございました。優先課題の一つとしてということですが、やはり命に関わる問題も多々出てくることですので、どれを優先するかは本当に検討して進めていっていただきたい。そして、スケジュールもまだ決まっていないということでしたけれども、早くとにかくやっていただければなと思っています。再々質問はございません。

最後に、洋式トイレの再質問となります。洋式トイレが普及率７１％ということで、感覚としては、もっと少ないのかなと感じておりましたが、意外に多いなと思いました。先日、他市町村の公共施設で、和式・洋式どちらも設置されている施設の中で、女子トイレがかなり混んで、並んでいたところ、和式トイレが空いたのですけれども、私しゃがめないと、次の人に譲り、そして、その次の人も、次の人も３人ぐらい譲ったという場面がありました。それなので、和式トイレとは、これほど使えない人がいっぱいいるなということも感じたところであります。

答弁の中で、外出先は、和式トイレを利用したいという方にも配慮しながら進めるということでありましたけれども、これについては、衛生面に問題があることが要因だということで確認しております。でも、他の自治体では、便座シートとか、除菌クリーナー、あとアルコール消毒液を用意することで対応しているということでありました。例えば、ガラケーからスマホに、和式トイレから洋式トイレに替わる時代、時期だと思っています。当市においても、計画的に進めるために、洋式トイレ化整備計画を策定する考えはないか再質問したいと思います。

○副議長（加澤　明君）　答弁願います。

財務部長。

○財務部長（吉村聖毅君）　洋式トイレ化整備計画、それを策定する考えはないかという御質問になりますが、当市での洋式トイレ化整備計画の策定についてでありますが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、既に公共施設の約７１％が便器を洋便器に改修されております。未改修という部分が２９％となっておりますが、その中には、一般人の利用に供さないトイレや、またトイレ全体のスペースが不足していたり、構造上の理由から洋式トイレ化が難しい、困難な施設も含まれております。

そのようなことから、改修できるトイレは、もう残りわずかとなってきておりますので、計画を策定するまでもなく、残りのトイレにつきましては、利用者のニーズ等を踏まえながら順次、トイレの洋式化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○副議長（加澤　明君）　遠藤議員。

○６番（遠藤泰子君）　ありがとうございます。順次ということでありましたが、私の知っているところでは、やはり公園とかの一つしかないトイレがそういう和式とかだったりというところもあるので、きちんと調べてやっていただければなと思います。いろいろな財政問題がありますけれども、やはり首長が腹をくくれば、予算のシフトは当然可能だ

という思いがありますので、今後、いろいろ検討をお願いいたします。

以上です。

○副議長（加澤　明君）　以上で、遠藤泰子議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

小比類巻孝幸議員の登壇を願います。

小比類巻議員。

○４番（小比類巻孝幸君）　こんにちは。議席４番、市民クラブの小比類巻孝幸です。通告に従いまして、２点質問させていただきます。

まず、奨学金返還義務に対する支援制度の導入についてであります。

学生時代に利用した奨学金の返還義務が、社会人になってからの経済的問題の一つの要因として挙げられています。現状として、日本の４年制大学に進学した場合、卒業するまでの学費と生活費を合わせた経費は、国公立大学でも８００万円、都市部の私立大学では１，０００万円を超えています。そのため、現在、学生全体の５０％が何かしらの貸与型奨学金を利用しており、借入総額の平均は３１０万円、５００万円以上の借入者も１２％以上に達しています。社会人になり、返済が始まるわけですが、返済期間は平均で１４．７年となっており、返済を早期に完了するために給料の高い大都市での就職を選択する理由の一つとなっております。

さきの移住・定住促進対策特別委員会でも提出されましたが、青森県企画政策部が行った若者の暮らし・仕事に関する意識調査でも、県外の大学・大学院に在籍する県出身大学生・大学院生が、県内に戻ってくるために望むこととして、十分な収入、仕事の選択肢に並んで、奨学金の返済免除または減額、Ｕターン者に対する支援が上位になっており、努力して大学を卒業した若者の多くが地元へのＵターンに対して、経済的な不安を抱えています。また、２０２２年度に労働者福祉中央協議会が日本学生支援機構の貸与型奨学金を現在返還中の社会人に行った調査では、結婚、出産及び子育てに奨学金返還が影響を与えているとの回答がいずれも３割強あるとの結果も出ております。

この状況を受けて、多くの地方自治体では、若年世代のＵ・Ｉターン、定住促進のため、奨学金返還支援制度をスタートさせています。青森県を含む、ほとんどの都道府県では企業を募り、自社社員の奨学金返還支援を行う制度を広げています。

近隣市町村で行っている事業で、十和田市は奨学金返還支援事業補助金として、年間１０万円を、黒石市は若者未来応援奨学金サポートとして、一人当たり最大１００万円の支援を行っています。さらに、独立行政法人日本学生支援機構のホームページには、全国の地方公共団体の返還支援制度が紹介されており、中でも、山形県寒河江市の若者定着支援未来創生事業のように、補助対象者を市内へのＵターン夫婦に絞り込み、奨学金返還額の半分近くを支援するなど、結婚・少子化対策のための施策に位置づけた特色ある制度を打ち出している自治体も見られます。

今年の３月議会の一般質問において、西村盛男議員から奨学金返還支援制度の創設について問われた際、三沢市教育委員会からは、人材確保の面からも重要であり、検討してまいりたいと回答がありましたが、私は奨学金返還支援制度で働く若年世代の経済問題を解決することは、三沢市の将来を考える上で重要な行政施策であると考えています。

子育て支援を重要政策として掲げている三沢市においては、若者の結婚、出産への大きな壁となる少子化問題の本質をなす原因の一つとして重く受け止め、現在実施している住宅取得支援や結婚祝金制度と同等の若年世代への重要政策としてすぐに取り組まなければならない課題であると思っています。

そこで、奨学金返還支援制度の導入に対する三沢市の姿勢を伺います。

続きまして、医療的ケア児の市内保育所等への受入施策について質問いたします。

医療的ケア児は、現在、全国に約２万人い

ることが示されています。令和３年６月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が公布され、医療的ケア児への適切な支援が国・地方公共団体等の責務になったことを受け、三沢市では、令和４年度から市内小中学校において、医療的ケア児の健やかな成長を図るためのコーディネーター配置、学校等訪問看護及び家族とともに地域で安心して生活するための在宅レスパイト事業に対する予算措置を行い、総合的な支援を開始しています。

厚生労働省が打ち出している医療的ケア児等への社会生活支援施策としては、小学校入学から１８歳までの教育体制の拡充等を図るための学校における医療的ケア実施体制充実事業費は、令和４年度３，６００万円であるのに対し、出生から小学校入学までの保育対策総合支援事業費補助金は、令和４年度４５３億円、令和５年度案では４５７億円が掲げられており、保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備が、国も重要政策として取り組む姿勢を見せております。

青森県でも、保育施設事業者、保育従事者、看護職員、市町村職員を対象とした医療的ケア児保育普及啓発フォーラムを開催し、ホームページでは、現在、医療的ケア児受入れの検討が可能な県内１０２保育所等の情報を一覧表で公開していますが、その公開情報には、三沢市内の事業所は２か所のみとなっており、事業所数及び提供可能な医療的ケアの種類とともに、小規模な対応に止まっている状況です。

そのような状況の中で、三沢市内保育所施設への入所を希望する医療的ケア児の対応が進められており、この夏に市の担当課から三沢市内の各保育施設に向けて、看護師の配置状況及び医療的ケア児の受入れについての調査が行われていると伺っております。

そこで、三沢市における医療的ケアを必要とする未就学児の現状についてお答え願います。

市内の保育施設では、施設ごとに規模や設備が大きく異なっているため、医療的ケア児の受入れが可能な保育施設を増やすためには、医療的ケア児保育支援者の配置、研修の実施など人的な支援に加え、受入れに際して、必要になるバリアフリー化などの設備改修に係る補助等のハード面の支援が必要不可欠であると考えます。

そこで２点目として、医療的ケア児受入れにおける保育所等に対する三沢市の支援体制についてお答え願います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（加澤　明君）　ただいまの小比類巻孝幸議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの小比類巻議員御質問の行政問題の奨学金返還義務に対する支援制度の導入については私から、そのほかにつきましては、副市長並びに健康福祉部長からお答えをさせますので御了承ください。

当市の奨学金・奨学資金制度といたしましては、経済的な理由で就学が困難な学生に対して貸付けを行う三沢市奨学資金と将来、医師・薬剤師・助産師及び看護師を目指す学生に対して貸付けを行う三沢市医師等修学資金がございます。特に、三沢市医師等修学資金については、卒業後、三沢市立三沢病院で勤務することにより、返還が免除される制度もあり、Ｕ・Ｉターンにも寄与する施策となっております。

また、御承知のとおり、当市の奨学金のほかにも、独立行政法人日本学生支援機構等においても、奨学金の貸付けを行っておりますが、同機構の令和２年度学生生活調査によると、大学生の４９．６％の方が何らかの奨学金を受給しているとの調査結果が公表されております。

このように、優秀で学ぶ意欲を持って大学等へ進学した若者たちの約半数の方が社会人

になって間もなく奨学金を返還していくこととなり、このことは、未来ある若者にとって、経済的にも心理的にも大きな負担となっているものと思っております。

御質問の奨学金返還支援制度の導入につきましては、奨学金を活用して大学等へ進学した若者たちに対する経済支援となるだけでなく、将来に対する不安の軽減効果も期待できることから、Ｕ・Ｉターンを考えるきっかけとなり、ひいては長期間にわたる奨学金の返還が軽減されることにより、将来的な結婚や出産に対する不安の軽減にもつながる施策であると認識しております。

このようなことから、当市といたしましては、若年世代のＵ・Ｉターンの後押しのために、また、経済的な不安が理由で将来的に結婚や子育てをためらうことのないような夢と希望があふれるまちづくりを目指して、どのような奨学金返還支援制度が当市の実情に合うか先進事例を参考に検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○副議長（加澤　明君）　副市長。

○副市長（米田光一郎君）　福祉問題、医療的ケア児の市内保育所等への受入施策についての第２点目、保育所等の受入施設、受入体制充実に向けた当市の支援施策についてお答えいたします。

市内の保育所等において、これまで医療的ケア児の受入実績はございません。しかしながら、今後におきましては、医療的ケアを必要とするお子様が増加していくことが予想されております。保育所等においても、医療的ケア児の受入体制を整備し、受入施設を確保することが必要であると考えております。

先ほど、議員の質問内容にもございましたが、昨年度、県が保育所等を対象に実施した医療的ケア児に関する調査の結果、市内の保育施設で受け入れたことはないが、条件によっては受入れ可能と回答した施設が１施設、受入れに関して、相談があれば検討したいと回答した施設が１施設でございました。

また、今年度に入り、市独自に保育施設２１か所を対象に意向調査をしたところ、受入れに関して、相談があれば検討したいと回答した施設が２施設ございました。それ以外は、受入れ不可と回答されております。

受入れが困難な主な理由といたしましては、医療的ケアを実施できる看護師等の人材の確保が難しい。医療的ケアの提供に当たり、施設が整っていない。人材や施設を整備するための財源の確保が難しいなどが挙げられました。

当市といたしましては、今後、国や県が開催する医療的ケア児の支援に関するフォーラムや各種研修等を積極的に御案内するほか、関係機関との情報交換の機会を増やすなど、様々な情報提供を積極的に行ってまいりたいと考えております。

具体的には、看護職のための職業紹介所である青森県ナースセンターについての情報提供、県内の医療的ケア児等の支援拠点である青森県小児在宅支援センターとの連携、三沢市医療的ケア児コーディネーターなどによる支援体制があることなどを施設関係者へ改めて御紹介申し上げたいと考えております。

また、保育所等の医療的ケアに関する財政的支援につきましては、看護師等の配置、研修の受講、さらには、施設の改修や設備の整備等に対しまして、国の補助制度がございます。これらの補助制度の活用が可能であることなどを説明しながら、各施設に受入れの検討をお願いいたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　福祉問題の医療的ケア児の市内保育所等への受入施策についての第１点目、当市における医療的ケアを必要とする未就学児の現状についてお答えいたします。

医療的ケア児とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀たん吸引など自宅で家族が日常的に行う医療的生活援助行為を必要とするお子さ

んであります。医療的ケア児とその御家族に対する支援として、令和３年９月に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律において、自治体における支援は努力義務から責務となり、保育士や学校などで医療的ケア児を受け入れるための支援体制の拡充が求められることとなったところであります。

この法律の施行を受け、当市においても、令和４年度から医療的ケア児やその家族への総合支援事業を立ち上げ、一人一人に必要なサービスの調整を行う医療的ケア児コーディネーター事業、看護や介護を行う家族の休息や負担軽減を目的とした医療的ケア児在宅レスパイト事業を実施しているところであります。また、市内小中学校に就学している医療的ケアを必要とする児童には、医療的ケア児学校等訪問看護事業により、他の児童と同様の学校生活を送れるよう支援をしております。

御質問の当市における未就学の医療的ケア児の状況と人数につきましては、御本人及び御家族の個人情報保護の観点から詳細な情報提供は控えさせていただきますが、さきに述べました様々な医療的生活援助行為を必要とする複数名のお子さんが市内に在住している状況であります。また、今後の傾向につきましては、厚生労働省の調査によりますと、新生児医療技術の向上により、出生時に疾患や障害があるお子さんの命を救うことができるようになった背景から、医療的ケアを必要とするお子さんが全国的に増加していくものと予想されております。

市といたしましても、これまでの医療的ケア児やその家族に対する支援策の各種事業に加え、全てのお子さんが安心して生活できるよう、さらなる支援体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　小比類巻議員。

○４番（小比類巻孝幸君）　御答弁ありがとうございました。質問順に従いまして、再質問させていただきたいと思います。

まずは、奨学金返還義務に対する支援制度の導入について。小檜山市長から、今現在、三沢市にある貸付型の奨学金援助、また医師等の職業を絞った修学金資金がありますよというお話をしていただきまして、三沢市でもそういう必要な人材を確保するためのものは、今現在、行っているという話でしたけれども、やはり、小檜山市長の御答弁の中でも、こういう奨学金の支援制度というのは、人材確保、子供たちの、どうしても三沢市ですと高校を卒業すると大学に進みたいとなりますと、ほとんどのお子さんが市外に出て行かなければいけないという状況があると。この中で、またＵターンで戻ってきたいと、地元のために働きたいという子供たちのためには、必要な制度であるということを理解していただいた御答弁をいただいたと思います。

ただ、今現在ある制度では、やはり落ち度があると私は思います。職種を絞る、これは特に医師ですとか看護師、そういうものは大学進学のときから、大学の医学部ですとか、そこでは奪い合いです。どの大学を選ぶかのところでその支援制度が働いています。帰ってくるためではなくて、そこに居着いてもらうため、その大学に進学してもらうため。また、貸付けのほうですと、やはり、先ほど来言っているような経済問題が起きるということで、この問題を解決するためには、ほかの自治体では、十和田市でもやっておりますので、要は、最後に言っていただいた先進事例を検討していては、本当に後追いになってしまって遅れてしまう、人材確保の面からも遅れてしまうのではないかと思います。

ということで、この施策をスピーディーに、スピード感を持って、できればもう来年度にでも、最初は十和田市くらいの規模でいいです、１０万円規模ですとか、人数も絞って。十和田市は令和４年度から６年度までの３年間をとりあえずその制度でやる。それで、令和７年度からは見直して、順次拡充していく、そうやって走りながら充実していく

という道を選んでおります。三沢市も、ぜひそのようにしてほしい、していただきたいのですけれども、今現在、三沢市のほうで考えております施策・方針がありましたら教えていただきたいと思います。

○副議長（加澤　明君）　答弁願います。

政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

奨学金返還支援制度のどういったものを考えているのか、また、進めていくのかというような御質問だったと思うのですけれども、まず、先ほど市長から答弁があったように将来に対する不安の軽減、それからＵ・Ｉターンに寄与する事業というようなことで理解しておりますので、十和田市の事例も参考としておりますけれども、もし、いろいろな課題が、制度設計をする上で課題が出てくると思いますので、それらを十分検討しながらも、十和田市並みの事業ができないのか、できるのか、その辺を見極めながら早期に実施できるように、これから検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　小比類巻議員。

○４番（小比類巻孝幸君）　ただいま近隣市町村に負けないものを早期にというお話でしたので期待しております。この問題は、やはり若年世代の本当に働き手、三沢市を支える若手の定住、もしくは活躍、これに対して絶対譲れない施策だと思っておりますので、私も引き続き、これからの一般質問で追求していきたい問題だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、２点目の医療的ケア児の市内保育所等への受入施策について、再質問のほうに移らせていただきます。

１点目、市内の未就学児の現状についてですけれども、やはり、個人情報保護のため、具体的な情報は出せないと、それは当たり前のことでして理解しております。ただ、私、この市内保育所等へのアンケートの内容、文章を入手させていただいているのですけれども、これは保育所等に広く流したものですので、公的なものだと思っておりますので、大丈夫だと思いますが、その中では、やはり保育所の中でやってほしい内容というようなニュアンスで医療的ケア児の状況、どういうケアが望まれますよというような内容が書いてあるようなものが流れておりましたので、やはり、これは保育所施設のほうで受け入れるとなったら、どういう人が、どういうものが必要なのだろうと具体的な例がなければ、そこは分かりませんし、どのくらいの人数、複数名というお話でしたけれども、どのくらいそれを希望される方がいるのか、そういう情報も担当する、該当する施設には流していただいて、一緒に考えると、行政とその受入施設で一緒に考えるというような体制を取っていただければと思いますので、ここは再質問はいたしませんけれども、よろしくお願いいたします。

２番目の、補助がどれだけ、三沢市がそこに補助できるのかというお話ですけれども、私、この国の予算の中で、この保育施設に対する予算、これは人的な、研修を行うですとか、県単位で人を増やしていくという事業は、調査させていただいたのですけれども、それぞれの具体的な保育所に対しての設備を拡充する。例えば、バリアフリー化のスロープを設置するですとか、処置するときのパーティションですとか、部屋の改修ですとか、そういうハードウェアに対しての補助金、補助事業というのが見つけられなかったのですけれども、副市長の御答弁の中では、そういうものを利用してというお話があったのですが、具体的にどういうものを利用できると市のほうでは捉えているのか、そこの事業の内容を教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（加澤　明君）　答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　再質問にお答えいたします。

医療的ケア児を受け入れるための施設改修等に係る費用の補助事業についてということで再答弁したいと思います。

国の補助事業につきましては、先ほど議員がおっしゃった保育対策総合支援事業費補助金の中にソフト事業とハード事業があります。ソフト事業に関しましては、先ほど議員おっしゃった医療的ケア児保育支援事業という中で行われるのですが、ハード事業、施設の整備につきましては障がい児受入促進事業という中で、そういったメニューがございまして、既存の保育所等において、医療的ケア児を含む障がい児を受け入れるために必要な改修や設備の整備を行う事業。この中身につきましては、バリアフリーの改修や、それから児童のプライバシーや衛生面に配慮したケアを提供する場所の確保のための施設の改修。その他、医療的ケアを提供するために必要な設備の整備や備品購入といったものも含まれております。補助対象経費といたしましては、工事請負費とか原材料費とか需用費、こちらには燃料費とか印刷製本費も含まれますが、それのほかに、先ほど言った備品購入費も含まれております。

それと、補助基準額、それから補助割合についてでございますが、１施設当たり１０２万９，０００円を補助基準額としております。そして、国・県・市がそれぞれ３分の１ずつ負担することとなっております。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　以上で、小比類巻孝幸議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

◎日程第　２　認定第　１号から
日程第２０　議案第５５号まで

○副議長（加澤　明君）　次に、日程第２認定第１号令和４年度三沢市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第２０　議案第５５号財産の取得についてまでを一括議題とします。

◎日程第２１　総括質疑

○副議長（加澤　明君）　日程第２１　ただいま一括議題といたしました全議案に対し、総括質疑を行いますが、通告がありませんので、総括質疑を終結します。

◎日程第２２　特別委員会の設置及び
議案の付託

○副議長（加澤　明君）　日程第２２　特別委員会の設置及び議案の付託を行います。

お諮りします。

ただいま一括議題となっております議案の審査に当たりましては、１６名をもって構成する決算審査特別委員会、８名をもって構成する予算審査特別委員会、同じく８名をもって構成する条例等審査特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、慎重に行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（加澤　明君）　御異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会、定数１６名、予算審査特別委員会、定数８名、条例等審査特別委員会、定数８名をそれぞれ設置し、これに付託することに決しました。

それでは、議案の付託を行います。

決算審査特別委員会には、認定第１号から認定第８号までの計８件を、予算審査特別委員会には、議案第４５号及び議案第４６号の計２件を、条例等審査特別委員会には、議案第４７号から議案第５５号までの計９件を、それぞれ付託します。

◎日程第２３　特別委員会委員の選任

○副議長（加澤　明君）　日程第２３　特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました３特別委員会の委員の選任については、三沢市議会委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付またはタブレットに配信しております特別委員会委員及び付託議案一覧表のとおり指名します。

なお、特別委員会委員の方々は、次の休憩中に、委員長、副委員長をそれぞれ互選し、議長まで報告願います。

また、ただいま設置されました各特別委員会の組織会は、初めに決算審査特別委員会を大会議室において、引き続き予算審査特別委員会を大会議室、条例等審査特別委員会を第２会議室において、それぞれ願います。

この際、委員会開催のため、暫時休憩します。

午後　２時１５分　休憩

午後　２時２３分　再開

○副議長（加澤　明君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました３特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果を報告します。

決算審査特別委員会委員長、森三郎委員、副委員長、下山光義委員。予算審査特別委員会委員長、小比類巻雅彦委員、副委員長、西村盛男委員。条例等審査特別委員会委員長、瀬崎雅弘委員、副委員長、奥本菜保巳委員とそれぞれ決しました。

○副議長（加澤　明君）　以上で、本日の日程は終了しました。

なお、明日から１４日までは、特別委員会審査等のため、本会議は休会となります。

次回本会議は、１５日午前１０時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会します。

午後　２時２４分　散会